

平成15年厚岸町議会第1回定例会		
平成15年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成15年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年3月18日 午前10時03分
	閉 会	平成15年3月18日 午後 5時02分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
助 役	大 沼 隆	農 委 事 務 局 長	農 政 課 長 兼 務
収 入 役	黒 田 庄 司	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
総 務 課 長	田 辺 正 保		
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	教 育 委 員 会 指 導 室 長	大 場 和 典
ま ち づ く り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫		
税 務 課 長	大 野 榮 司	水 道 課 長	山 崎 国 雄
町 民 課 長	古 川 福 一	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
保 健 福 祉 課 長	久 保 一 將	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
環 境 政 策 課 長	松 澤 武 夫	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
農 政 課 長	西 野 清		
水 産 課 長	小 倉 利 一	行 財 政 課 長 補 佐	小 島 信 夫
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	建 設 課 長 補 佐	倉 知 敏 春
建 設 課 長	北 村 誠	教 委 管 理 課 長 補 佐	米 内 山 法 敏
監 査 委 員	今 村 實		
教 育 長	富 澤 泰	建 築 係 主 任	渡 部 貴 志
教 委 管 理 課 長	柿 崎 修 一		
教 委 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之		

委員長 　ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時03分

委員長 　昨日に引き続きまして、243ページ、観光施設費について、3番さんから資料の提出を求められておりましたが、この際、提出をいただきました。3番さんの資料に基づいて審議を進めていきたいと思います。

3番 　3番。

3番 　資料を出していただきましたけれども、私の言い方も悪かったんですが、100万円以上の光熱水費についてずっと書かれてあるんですね。これだけでは比較にならないんですが、財政の方では光熱水費について、例えば電気料であるとか水道費であるとか、予算を設定する段階で基準があるというふうに思うんですね。いかがでしょう。

委員長 　行財政課長。

行財政課長 　15年度の予算を編成するに当たりましては、光熱水費でございますから、本来であれば14年度の決算見込みを基本として予算を組むのが基本でありますけれども、時期的に予算の締め切り等がございますして、1月、2月、3月という部分が推計で行わなきゃならないという状況にあります。ですから、基本的には前年度実績ベースを基本にした考え方で光熱水費もしくは燃料費については予算計上しているというのが基本的な考え方でございます。

委員長 　3番。

3番 　それだけではない、基本的な考え方があるのでないですか。例えば、新しい建物をつくったと。そこでの光熱水費について、例えば電気料は、部屋の面積であるとか、あるいは容積であるとかというのが基準になって、この建物はこのぐらいの電気料が要るだろう。あるいは水道については、そこを使用する人の人数とか、あるいはどういう目的で建てられた建物か、こういうことによって変わってくるというふうに思うんですが、そういう基準というものはあるはずなんですね。そのことを聞いているんですが。

委員長 　行財政課長。

行財政課長 　基本的に既存施設については実績ベースを基本としてございますけれども、新規の建物等につきましては、その建物に対するいわゆる施設の電気の量等もございま

すし、ランニングコスト含めてはかることができますので、それらについて原課の方で要求資料をつくっていただきまして、基本的には想定されないものもございまして、その中でランニングコストを含めて財政調整をしているというのが実態でございます。

委員長

3 番。

3 番

これは、あちこちの一般会計に載っている 100万円以上のやつ集めてやったんですが、なかなか比較といったって、これだけでできないですね。例えば、保育所なら認可保育所あるいは季節保育所というものがあって、それについて光熱水費を全部並べてくると。すると、比較はしやすいですね。そういうことを言っているので、それはきっと基準があるはずなんですよ。保育所を建てたら、この保育所はこのぐらいの大きさ、このぐらいの人員を収容するから、このぐらいのあれがかかるのでないかというふうな。

例えば、私が学校を取り上げたのはそうなんですが、資料をいただきました。この資料、これは今、教育費でないですから、これに言及するのはあれなんですが、これは資料にならないんですね。資料にならない。

私は、全部の学校の光熱水費がどのぐらい使われているのかというのを集約しているんですね。電気暖房のところがある。じゃ燃料費はそれに足さなきゃいけない。灯油をたいているところありますね。電気暖房のところと灯油をたいているところは、燃料費を足さないと幾らぐらいかかっているのかというのはわからないですね。そういうような資料じゃなく、ただ3校抜き書きして、これは資料にならないです。これは資料にならない。そういうふうに学校であれば、ずっと並べてみるとわかりますよね。そういうことを言っているんです。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻 10時09分

委員長

再開します。

再開時刻 10時09分

行財政課長。

行財政課

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、基本的に実績ベースを基本としておりまして、新しい建物については、ランニングコスト等を勘案して、光熱水費含めて予算計上という形になってございまして、基本的に申します、はかれる基準というのは、そこそこのケース・バイ・ケースの中で取り扱っておりまして、基本的にこ

3 番
委員長

うだというものは持ってございません。

いいです、わかりました。

いいですか。

それでは、進めます。

247ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、2目土木車両管理費、3目土木用地費、4目地籍調査費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費。

3番。

3 番

前にも論議したことあるんですが、随意契約の問題なんですね。1つの工事、例えばプライベート道路であればプライベート道路をやると。1期工事とか2期工事とかというのが出ますね。それに伴って、1期工事をやった業者が次に随意契約で同じ道路の延長をやると。かなり1,000万円を超える額とかというのがあるわけですが、そういうものについて私はやはり競争入札でやるべきではないのかというふうに思うんですね。

あなた方のお話を聞くと、そうではないというふうなお答えがいつも返ってくるんですけども、もう一度そのことについてご説明をいただきたい。

委員長
建設課長

建設課長。

ご質問にお答えいたします。

随意契約の考え方そのものの中では、地方自治法施行令第167条2項、今言われました場所で、うちらの方でいくと、第4号という形をとって随意契約に結びついてきているわけですが、その内容そのものが現実的に例えば発注した工事、そういう形の施工で現場的にふくそうしたり、いろいろな状況が絡んだときには、逆に競争にすること、他の業者と競争するということが、する人が不利というような形の中からいくと、そういう事業の場合は随意契約でやりなさいという方法と、それからよくあるのは、現場的な形、現場の事情等の関係からいって、著しくその業者がやるのが安く済むと、工事そのものが安価に済むという形の条件がそろった場合は、5号という形の使い方をして随意契約に結びついてきている。

それから、施工的には、たまたま事業の関係で、たまたま前回の質問にもありましたけれども、事業予算の関係で、よく防衛庁の交付金の民生安定の事業でやっていますけれども、一次配分、それから、これは民生安定の補助事業ですけれども、

早期完成を目指して新たにまたお金がつくであるとか、調整交付金事業であれば、事業調整の中でまた事業がつくという形の中で、どうしても施工途上での新たな事業、工事が生まれるという形の中では、先ほど言いました地方自治法施行令第 167 条 2 項第 4 という形の中で、競争に資することが不利という形の中で随意契約をもって進めているというのが実情でございますので、ご理解いただきたいと思います。

3 番。

例えば、トライベツ道路の改良舗装事業、14 国債で 1 億 2,951 万 9,000 円というふうにありますね。それから 15 国債。こういう工事の場合も必ず出てくるんですね。これは最後の方になってきたら随意契約になってくると。最初から通してこれだけの仕事をやるのでないですね、今までの例からいえば。河川費なんかでも出てきて、指摘をしたことがありますよ。例えば、2 期工事とか 3 期工事は結局随契でやられると。額としては例えば 2,000 万円近い、1,900 万円ですから。こういう工事が、前に同じ工事をやっていたから随契だというふうにね……。今も施行規則にかわるんだとか何とかということと言われるんだが、一般的にはやはり競争入札というのが建前だから、やらないと、何で同じ業者だけが、その工事を最初に引き受けたから、次は随契で受けるんだと。不透明になるのではないかなというふうに思うんです。その辺いかがですか。

建設課長。

お答えしますが、基本的には随意契約の中で現場的なとらまえ方、当然、現場的に既に工事が発注になっている場合、もう既にそこは施工していますから、他の業者が入ってやることに対して混乱を招いたり、かえって不利益という形の中の判断で随意契約等の関係になりますけれども、基本的には工期が若干あくとかそういう形であれば、当然、指名競争入札で実施するのが建前でございますので、随意契約を行うというのは、やはりそういう事情、現場的な事情というような形の中での随意契約。

金額の目安というのは特に持つてはございませんけれども、やはり現場的には、一つの工事が終わって次の工事という形であれば、当然、指名競争入札を行ってやるのがベターなんですけれども、工期的なものもあって、そうもならないという状況の場合、やはり現場を滞らせない、工期内に完成させようとすれば、つい随意契約の取り組みをするという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

3 番	いいです。
委 員 長	いいですか。
	他にありませんか。
	9 番。
9 番	ちょっとこの間の説明は聞き漏らしたものですから、教えていただきたい。湾月町 3 号線改良舗装事業とございますね、それからその次に有明町 2 番道路橋梁整備事業。場所をちょっと教えていただけませんか。
委 員 長	建設課長。
建設課長	湾月町 3 号線改良舗装事業の関係のところについては、水産高校のバックネットといえますか、グラウンドがある方、筑紫恋道路からちょっと一本下がったところというか、ちょっと言い方があれですね。湾月町の下水道のポンプ場ありますね、そこからもう少し筑紫恋寄りに来たところから右に入って、バックネットにぶつかる部分。よく境製網所さんとのわき、そのこの箇所の道路が湾月町 3 号道路でございます。真っすぐあそこの住宅地に入って、グラウンドにぶつかっていくところが……
	（「課長、配られている」の声あり）
建設課長	配られています。
	それと、有明 2 号道路は、筑紫恋道路、公住の入り口から反対側に入っていく、有明の海産乾場の方に入っていく道路、そのこの道路の部分の改良舗装関係でございます。
委 員 長	9 番。
9 番	これ橋もつけるんですね。どんな橋作るんですか。
委 員 長	建設課長。
建設課長	有明町 2 番道路の橋梁整備関係の橋梁の部分、当然、河川費の中にも汐見川の橋梁工事と入ってきております。したがいまして、この工事は、平成14年度に汐見川のそのこの 2 番道路の橋梁をつくるための調査費をいただいて設計しております。その中で河川費の方と上の方の道路部分、これは当然両方のお金を使って整備するんですけれども、基本的にはくいを打って橋をかけるという形の中で、その箇所そのものは今、現実的にはコルゲートパイプの 1 メートル物を 2 つ並べた排水になっています、有明。どうしても春先やなんかになると詰まっちゃって冠水に結びつく

いう中では、橋梁で少し上げて、水、これのみ込みというか、流れをよくするという形の中の施工でございまして、もう一本手前側の方に近海食品さんに向かう道路も橋梁にしていますけれども、それと大体同じような規模の橋梁になります。

委員長 9番

9番。

委員長 建設課長

もう一つ、床潭東2号道路、この場所どの辺ですか。

建設課長

建設課長。

説明資料にも記載してございますが、床潭東2号道路については、床潭漁港、一番手前側の方、そこから漁港に入っていく、右側へ行く、北護岸に結びつくまでの道路整備でございます。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ進みます。

3目除雪対策費、3項河川費、1目河川総務費。

ございませんか。

15番。

15番 汐見川の件で聞きたいんですけども、汐見川の調整池としてのひょうたん沼の現況はどうなっていますか。

委員長

建設課長。

建設課長 汐見川の調整池としてのひょうたん沼というか、旧姓ひょうたん沼、あそこの箇所については、すべて一応護岸が施されて改修が終わっております。

委員長

15番。

15番 では、今までの不法埋め立てやなんかも終わって、護岸関係が整備されたということですか。最近、アオサギなどもまた来るようになっておりますし、また昔のようにフナとかゲンゴロウとかトビウオとか復活してきた兆し、そういう調査なんかしたことありますか。そういう生物調査もしてみたいかがですか。どうですか。

委員長

建設課長。

建設課長 要はあそこの敷地、土地の権原云々という形はちょっと別問題として、基本的には河川改修としての護岸整備は終わっています。ただ、いずれにしても、できるだ

け自然に近い形という形の中で、護岸もあそこのヨシ原を活用したわらの護岸とか、いろいろ木を打ち込んでやっていますけれども、なかなかちょっと成果も出てきていない部分もありますけれども、基本的には中にあるヨシ原であるとかそういうものに対しては変えてごさいませんので、自然体という、今までの従来の環境をそんなに壊すことなく一応整備を進めたという形でごさいます。

今、質問者が言われたような、そこでの後の環境調査等については、今現在は考えてごさいません。

委 員 長

15番。

1 5 番

せっかく整備されてきているわけですから、生物の環境調査も一応してみたいと思います。

実施計画を見ますと、汐見川の最終完了予定は、平成2年から始まって平成27年というように出ておりますけれども、まだ相当数かかるようでごさいますけれども、前、前任の課長さんにお伺いしたところによりますと、平成十二、三年ぐらいまでには大体終わるというようなことを聞いたことがあるんですが、この議会の予算委員会です。大分おくらしているような気がするんですけども、補助率も少ない河川改修だと思んですが、やはり平成27年から30年ぐらいまでかかる見込みなんですか。その辺の予定をお知らせください。

委 員 長

建設課長。

建設課長

お答えいたします。

現在、あと上流部といいますか、に向かって今年度は橋梁部分の分と護岸工が一部取り入れられるという形になりまして、それが終わりますと、あと護岸工だけですから、基本的には、ただ、今、質問者も言われたとおり、厳しい財政事情の中、補助率の悪い準用河川での河川費3分の1の助成であれば、自主財源、一般財源の持ち出し等も考えると、やはりなかなか実施年度が早まっていくという形はちょっと難しいのかなという形は、現在そういうふうに思っております。

ただ、できるだけ、今度、護岸工だけでありますと、進捗度が少し早くなっているのかなという感じには見える形になるんじゃないのかなと思いますけれども、今のこの事業でやっていくとすると、年数がちょっとかかっていく。その中において今後の課題としては、もっと早期にその辺の関係も含めて整備していくためには、違う事業の手法の取り入れ等も今後については検討していきたいというふうに考え

ておりますので、ご理解いただきたい。

委員長

いいですか。

15番。

15番

いいえ、生物調査と環境調査に取り組む姿勢をお願いします。やってもらいたいですけれども。

委員長

建設課長。

建設課長

今、汐見川自体そのものは、できるだけ今の河床を変えず、現況のまま生かすような形で一応河床をちょさない中でやっていきます。したがって、そのところの生物調査等を現況河川管理の中でそれが必要という認識は持ってございませんので、今の段階では実施する予定はございません。

委員長

15番。

15番

一応せっかく汐見川、ひょうたん沼を整備してきているわけですから、やはりそういう調査も必要だと思うんですよね。原形に戻すというわけじゃないですけども、そのような形の方向づけに持っていくような形をつくっているわけですから、やはり私としては環境調査というか生物調査、そんなにたくさんの費用かかるとは思いませんので、その辺の姿勢を町長お願いいたします。

委員長

建設課長。

建設課長

河川管理上の問題、それからその調査の必要性等について、ちょっと専門家の方の意見を聞いてみたい。そういうことを聞いた上で、必要なものであれば実施していくようなことも考えてみたい。専門家というところとちょっとあれですけども、河川管理上は管理者が厚岸町ですから、今は現実的には必要という認識はございませんけれども、やはり貴重な準用河川汐見川のところですから、どういう生態系にあるかと、その必要性を調査した方が必要だという形ですと、有識者といいますか、そういう知識のある方にちょっと相談した上で判断させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

15番。

15番

どうも消極的だと思うんですよね。今の整備して進行中で、大分いいところまで来ているところで、アキアジまでも上るようなきれいな状態になってきているということがはっきり証明されているのに、せっかく環境整備でよくなっている段階のこの整備の中でやはりそういう、どれだけよみがえっているのかというこ

	とも必要だと思うんですね。それで、ひょうたん沼の生育調査はぜひするべきだと思うんですけども、町長その辺どういうふうに考えますか。
委 員 長	町長。
町 長	お答えをさせていただきます。
	汐見川の工法につきましては、課長から答弁がございましたとおり、自然環境を大事にしながら整備を進めているということでございまして、その実態調査につきましても、どのような状況になっているか、課とよく相談しながら、ただいまの菊池議員のご意見を尊重しながら検討させていただきたいと、かように考えますので、よろしくお願ひしたいと存じます。
委 員 長	よろしいですか。
15 番	いいです、はい。
委 員 長	他にありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ進みます。
	4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、2 目街路事業費、3 目下水道費、4 目土地地区画整理費、5 項公園費、1 目公園管理費、6 項住宅費、1 目住宅建築総務費、2 目住宅管理費、3 目住宅建設費。
	3 番。
3 番	この住宅マスタープラン、今年でき上がるわけですが、具体的な内容についてお伺いします。
委 員 長	建設課長。
建設課長	お答えいたします。
	住宅マスタープランについては、平成14年、15年の2カ年をかけてつくる関係でございまして、昨年度は基礎調査等を行ってございまして、今回その基礎調査のまとまったものを4月の広報の中で一応住民の方に知らしめるという形の関係で、その後、今年度は住宅マスタープランの具体的策定に係る策定委員会等を持ち上げ、そしてアドバイザー、大学の先生含めて、建築士とか、それから地元の町民の方々とかいろいろな方々を入れた中で意見、そういうものを聞きながらマスタープランを練り上げていこうと。そして、今年度じゅうにそういうものをつくり上げていこうという形の考え方で現在準備しているところでございます、基本的には、その

基礎ベースとなる住民アンケート調査等を生かしたものから今後どうあるべきかということ提案しながら、住民の方々、行政の方々、関係機関の方々の意見を聞きながら、将来的にもこうあるべきだというものをつくり上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたい。

委員長

3 番。

3 番

全然わからないわ、全然わからない。対象は何なんですか、対象住宅。マスタープランの対象にする住宅。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には厚岸町の住環境、総花的に言うとな体的な住まいづくりという形も一つ入りますけれども、多くのねらいといいますとあれですけれども、やはり公営住宅含めて、町のそういう集合住宅含めてどうあるべきかということも当然検討されていく。

当然この計画の中に次についてくるのが、こういう住宅の中からこうすべきだというものが出てくると、公営住宅の利活用のためのストック活用事業とか、そういう事業の取り組みだとかも含めて、この住宅マスタープランの方向の中でそういうものが位置づけされてくる形の中では、具体的な反映させ方という形の中では、やはり公営住宅が大きな影響を受けてくる。まちなか居住も含めてどうあるべきかという形で大きなものになってくる。

ただ、それ以外には、住み分ける、住民の方々の望む厚岸の住環境というのはこうだなという形のことも総花的にはでき上がってくるという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

3 番。

3 番

最初に大学の先生から住民参加で住民の人にも入ってもらってやる、それはいいと思うんですね、住民参加で。ただ、一般的には公営住宅を中心にしたものだというふうに考えがちですよ。私もそう考えていました。今の公住のあれは、どういう方向に行くのか。宮園はもうこれで終わるわけでしょう、住宅については。あと、残された奔渡の公営住宅、平家のところがある、あれは前から言っていますよね。あるいは有明であるとか、あるいは梅香についても既にかかなりの年月がたってきたと。内部の様子がえも必要でないのかなというふうに思うんですね。そういうことについて具体的な計画が立てられると。

もう一つは、民間の住宅を対象にしてやるんだということだと思うんですけども、どういうふうに……。例えば、今ある住宅を何らかの形で変えていくとか、そんなことはできませんよね。おまえ、こんな住宅にせいとか、あんな住宅にせいとかとね。その辺がよくわからないんですよ。

それから、公営住宅については、どういうふうにしていくおつもりですか。これは今から基礎的な調査を行って、その上に立って委員会を立ち上げて、これからやるんだというようなお話のようですが。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的にはまだ私も具体的な方向といえますか、いろいろな町民の意見を聞いて策定するという形の中で、まだ具体的な形はちょっとあれなんですけれども、基本的には厚岸町における住まいの環境、そういうものはどうあるべきなのかということ町民と議論しながら、厚岸の住みやすい住環境というのはこうだよねというような形である程度できてくるのかな。

当然、今、質問者が言われるとおり、こう改善しなさいとか、なかなかそこはできる計画までにはいかないと思いますけれども、一応そういう形で、民間住宅等についてはこれだけ足りないとするば、もっと町の中に民間の活力がないのかなとか、ある程度そういう方向性までも議論しながらどうなっていくか、まだ具体的には私もちょっと、そういう意見を聞きながら、コンサル含めて提案を受けながら、町にとってどうなのかという議論を積みながらでき上がっていく形になるものですから、今、経過なものですから、十分説明できないことを申しわけなく思います。

ただ、あと公営住宅等についても、質問者が言われるとおり、宮園に建てかえ計画はまだあるにしても、現状的な形からいってどうなのかというと、今回、6号棟についても5階建て20戸という形の中で今、整理させていただいていますし、今後含めて厚岸町の人口動態も含め、さらにどうあるべきだと。今言われました梅香町、奔渡町、有明、かなり老朽化が進んでいる建物も含めて今後どうすべきだということもその中では議論されて、それらが最終的には公営住宅のストック活用事業とかに展開して持っていけるのかと、そういう議論も当然なされて、そういうものを計画の方向性を持ったプランにならなきゃならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

3番。

3 番

公営住宅については、大きな財政支出を伴いますので、そう簡単にはいかないと思うんですが、宮園が終われば、ある程度の財源確保ができて、一定の方向が出されるというふうに思いますが、例えば今までのような中高層でいいのかどうか、2階建てでいいのではないかというあれもありましょうし、平家の方がいいんだという意見もあるでしょうし、いろいろあると思うんですね。そういう点で、住宅そのもののあり方も、公営住宅としてのあり方も考えなきゃいけないという問題なんかもあると思うんですが、その辺についてはかなり柔軟にお考えなんですか。

委員 長

建設課長。

建設課長

当然、柔軟に対応していかなくちゃいけない問題だと理解してございます。

委員 長

3 番。

3 番

それから、前から言っているように、もうかなり老朽化してきた建物を壊して建て直すというにはなかなか大変ですから、内部をどう直していくのか、改修していくのか、これは大事な問題だと思うんですね。

この議会の冒頭に住宅の結露の問題が出ておりましたけれども、梅香の住宅だって結露がひどいんですね。結露に随分悩まされて、やりようないから我慢して我慢して住んできたというような実情もあるわけなんですけれども、そういうようなことについて内部の改装をどうするのか。

例えば、浴槽にしたって、最初に建てた住宅の浴槽なんて、今の宮園の住宅と比べれば、もう雲泥の差ですよ。ただ平らなところに四角い箱を置いたようなもので、障害者なんかとても使えるような状況でないわけなんです。そういうようなきめ細かさも入れながら、改修をどうしていくのかということも十分取り上げてもらわないと困るというふうに思うんですね。

委員 長

建設課長。

建設課長

質問者のおっしゃるとおり、私ども現場を見ている以上、かなり建築年度の古いもの、当然面積要件もそうですし、施設的な規模、それからバリアフリーとか高齢者向けとかと、どんどん今、新しいものが整備されていくと、それとの差というのはかなり大きいわけですから、その中では当然、今後の計画の中ではその辺も配慮し、それと当然、新しく建てるばかりじゃなく、改修の問題も含めて検討されなきゃいけないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長

3 番。

3 番	それから、30年近くもたってきますと、居住者も高齢化してくると。最近、この4階にいる人が、1階があくと下へ下がるというのが随分あるんですね。ですから、そういう点で、先ほど言ったように中高層だけがいいのかどうかという問題も出てくると思うんですね。 それから、前にも論議されたと思うんですが、灯油について、油、地下タンクがあるのは梅香町だけですか。その他はないんですね。全部エレベーターのないところは運ばなきゃないというふうなことが言われています。その問題だって、何とか解決しないと困ると思うんですね。しかも、高齢化してくると運ぶに運べないわけですから。その辺、何か現実を考えておられますか。
委員 長	建設課長。
建設課長	お答えいたします。 以前にも質問あって議論した経過の中で、灯油の各高いところへの運び込みそのものに対して、入居者、それから油屋さん等によって対応の違いがあるという形の中で議論されまして、町としても当然油屋さんの方には協力をお願いしたと、やはり持ち込んでやってほしいという形の協力をお願いはしてございます。それ以降、その対策等についての検討は今加えてございませんので、今後さらに、本当にどう改善できるといっても当然難しい問題ありますけれども、入居者と油屋さんだけの対応でいいのかどうなのかも含めてやはりもっと検討してみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
委員 長	3 番。
3 番	入居者と油屋さんだけの問題でなくて、大家は厚岸町ですから、十分その辺は考えてあげないと。これからは地下タンクなんかというのは全然考えていないわけでしょう。
委員 長	建設課長。
建設課長	考えてございません。
委員 長	3 番。
3 番	そういうことも、やはりきめ細かいプランが必要だというふうに思います。 そういうことで、基本になるものは広報で出しますよというお話でしたね。
委員 長	建設課長。
建設課長	4月号広報で今までの調査とこれからのある程度住民に参加の要請等をまず行っ

て、今後についても、ある程度の段階でまた広報を使ってやっていきたいというふうに考えております。

委員長 いいですか。

11番。

11番 町営住宅の宮園団地の建設事業が今年度も行われて完成するわけですが、この外構工事はどういうふうになっているんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 この工事の中の外構工事そのものは、駐車場と排水が入ってございます。

委員長 11番。

11番 その他の工事はどうなんですか。あそこ、あのまま今、作業場になったりいろいろしていますよね。あのあたりは、どういうふうになっていくんですか。

委員長 建設課長。

建設課長 その他の工事というか、外構工事の中ですべて終わったら整地されて、それ今のところというのは今後の計画ある、今、工事用事務所やなんかある箇所のことですね。当然、今の段階では、そこについては整地されて終わると。当面、整地されて終わりという感じで考えています。

委員長 11番。

11番 全体、当初の計画示されていましたが、あれにはいかないんですか。結果的に中途半端にやって、整地して終わりということですか。

委員長 建設課長。

建設課長 すみません。今の工事段階の話でいくと整地して終わりなんですけれども、基本的にあそこは建てかえ計画で公園的な整備、面的な整備も全部ありましたよね。したがって、8号棟まで建てる予定の箇所が今、現実的には6号棟で終わる感じになりますから、当然そこの中では、開発行為の中で計画を持っていますから、その跡地の整地については今後どう改善、その辺も含めて当然、許可行為の関係でございしますから、内部で十分検討された上で跡地整理というか、その辺は進めていきたいと、そのように考えてございます。

委員長 11番。

11番 結果的に今回で建物を建てるのはやめるということをもう決めていますよね。まだいくわけでないでしょう、これでいいんだということになっていますよね。そう

	すれば、それもあわせて検討されて計画に載ってこなければならぬのではないのかなというふうに思うんですけども、ここにはもう頭も出てこないというような状況なんですけれども、結果的にはうやむやのうちにずっといつてしまうのかなというふうになっちゃうんですが、その辺はどうなのでしょう。
委員 長	建設課長。
建設課長	基本的にはこの計画を、一応計画的には宮園整備を6号棟の20戸整備で一つの目安として――目安といいますか、一応の経過、その中で地域住民の方々の要望とかいろいろな形をしんしゃくした上で検討していかなきゃないという形の中で、今の段階で中止して、すべてそれはないですよという形の届け出はまだとってございません。国の許可を受けている関係で、まだそれはやってございませんので、今後、今の厚岸町の計画段階ではその部分というのは先送りの状況になっていますから、それらについて今後、先ほど言いました住宅マスタープラン等含めて今後の公営住宅のあり方、これで終わるのであれば終わる形の中での許可の変更だとか、そういう届け出が必要になってきますし、それにあわせてその関係をどうするのかという、残った部分をどうするんだということも含めてさらに今度検討した上で処理されなきゃないという形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
委員 長	11番。
11 番	そうすると、今後要望がどういうふうになってくるかわかりませんが、そういう用地をあそこには残しておくんだという考えでいいんですか。
委員 長	建設課長。
建設課長	今現在のところで将来的にその計画の中で活用がどんなふうに、今度必要じゃないのかということが出てくれば、またその辺も議論された上で計画変更しなきゃないでしょうし、今の段階では先送りされている分を今後整理して、どういう使い方をするかということを決めていきたいと思っています。
委員 長	11番。
11 番	わかりました。 それから、もう一つ伺いたいんですけども、今度の今やっている住宅なんですけれども、ふろは燃料は何を使うんですか。
委員 長	建設課長。
建設課長	給湯器、灯油です。

委員 長	11番。
1 1 番	同じ町営住宅でも、ガスと灯油と使い分けいろいろありますよね。これはどうしてガスになっている住宅があったり、灯油になったりというふうになっているか、その辺がちょっとわからないんですけれども。
委員 長	建設課長。
建設課長	すみません、時間を費やし、さらには間違った答弁をいたしまして。私が余りにも、検定に行って給湯器を見ても、全部灯油だという形で理解したもので灯油と言いましたけれども、まことに申しわけございません。 宮園団地については暖房用のみが灯油で、先ほど質問者が言われたふろについては、宮園団地についてはL P ガスを利用しています。 質問者が言われたように、あとそれじゃ白浜はというと、白浜は灯油を使っているという形で……
1 1 番	白浜はガスだぞ。
建設課長	いや、白浜は灯油……。
1 1 番	白浜はガスだって、ふろは。
建設課長	すみません。給湯器についてはガスを活用し、暖房については灯油を使っているという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。
1 1 番	いやいや、だからどうしてガスなのと聞いている。
委員 長	建設課長。
建設課長	宮園公住をなぜガスにしたのかという形の中では、きちっとした明確なもの、コストが下がる、灯油に比べて低いとか、そういう形の比較はちょっとしていませんけれども、ただ、いずれにしてもある段階では、やはり先ほど言いました灯油であると梅香町にのみ地下タンクで、ある程度運びだとか何とかという、燃料の給湯の問題も当時そういうふうに考えた中での当然ガスによる給湯器の選択をしたのかなというふうに今考えられますけれども、宮園等についてはガスにしたという明確なものというのはちょっと、当時、設計でそういう背景あったけれども、それじゃコストを比較してこういう結果だという形までの参酌をした上で選択していないということで、まことにそういうものを決定する中において、ちょっとしっかりしていないというか、適切でなかったなというふうに今、質問を受けて痛切に感じているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委 員 長	11番。
1 1 番	いろいろな燃料がありますから、それを選択しなければならないというふうに思うんですね。それから、公営住宅の本来持っている果たさなければならない役割と いうのがあると思うんですよ。やはり、なるべく住宅に困窮している人たちに提供 する施設ですよ。そうすると、お金は幾らかかってもいいということにはならな いと思うんですよ。できるだけ少ない、家賃も当然そうですけれども、もろもろか かる経費もやはりできるだけ低く抑えられるようなことを考えた施設でなければなら ないというふうに思うんですよ。 そうすると、やはりガスがどうなのか、灯油がどうなのか、電気がどうなのかと か、いろいろ研究をしなければならない。その結果いろいろやってみて、こんなに ガスだったら安上がりにはできるんですよと、入居者にも負担が少なくて済むんです よということであればわかりますけれども、余り根拠がないというのではちょっと。 そして、結果的にはガス代の方が高くつくのではないかなというふうに一般的には思 うんですよ、今の価格体系からすると。 それと、先ほど田宮さんも言っていましたけれども、高層住宅の場合はエレベーター がついていて部屋までは行きますけれども、持っていった油を今度高いところに 上げて、こうやってやるのが大変だという人がたくさんいるんですよ。だから、 そういうものを含めて、やはりきちんと検討しなければならないのではないのかな というふうに思うんですけれども、どうなのでしょう。
委 員 長	建設課長。
建設課長	質問者のおっしゃられるとおりでございます。
1 1 番	だから、どうするの。
委 員 長	建設課長。
建設課長	やはり建設計画、さらにはそういう中で十分その辺を検討された上でやるべきもの という形で理解しておりますし、今後含めて、当然今後もどういう形になってい くか別として、やはりそこに住む人のための居住環境を考えた中で今後の整備を進 めていきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。
委 員 長	11番。
1 1 番	そういうことで、やはり入居者の実態調査というか、要望だとか、そういうことは きちんとつかんで、こういう建設計画に反映していただかないと、結果的には入

った人が、非常に快適な生活を一方ではするんですけれども、そういうことで大変な苦勞をすると。

それから、いろいろな住宅によって、そうやってつけている設備が違うことによって、それこそ今だんだん高齢者の人が多くなっていますよね。そうすると、もう操作も大変なんです。それを間違うと、とんでもない事故にも発展しかねないし、その辺ではやはりきちんとした、本当に簡易にできる、それから絶対間違わないようなフォローもきちんとしなければならないのではないのかなというふうに思うんですが、そういう点ではいかがでしょうか。

委員 長 建設課長。

建設課長 まず基本的に、昨年から直接各団地回りをして住民の意見を聞きながら、営繕できるもの、やはりどうしても入居しているためにちょっと難しい問題も含めてありますけれども、十分その辺の意見の中から今後の計画というか、そういう整備計画の中に当然生かされていかなきゃない問題もそこに入ってきていると思いますし、今、質問者言われたとおり、当然障害者であるとか、高齢者であるとか、そういう方々の住みやすい環境といいますか、そういう形ができたときには当然、そういう指導するにしても難しい機械やなんかじゃなく、やはりわかりやすく利用しやすいような形のものに改善するような形をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

1 1 番 いいです。

委員 長 いいですか。

14番。

1 4 番 上尾幌の公営住宅の件でお聞きしたいんですけれども、ただいまふろの議論をされて非常にうらやましいなと思っているんですけれども、あそこの住宅、何年の年に建設されて、耐用年数がいつまでなのか。今現在、何人あそこは、古い方です、何人住まわせているかお知らせ願います。

委員 長 暫時休憩します。

休憩時刻 1 1 時 0 3 分

委員 長 再開します。

再開時刻 1 1 時 0 6 分

建設課長。

建設課長 すみません。貴重な時間を費やしまして、まことに申しわけございません。

上尾幌の団地の関係でございますが、古い団地そのものは昭和41年建てのものでございまして、2棟ございます。

それで、耐用年数の関係でございますけれども、35年という形になってございます。

それで、現在その古い住宅の方に入っている方が一応3戸入ってございまして、今回、新しい公住の方で1戸空きができましたので、そちらの方に1戸移るという状況で、今現在その手続を準備しているところでございます。

委 員 長

14番。

1 4 番

41年に建てられて耐用年数が35年ということは、もう限界が過ぎたということなんです。今すぐ建てかえどうのこうのということにはならんかもしれませんけれども、先日、キノコ生産者の件で団地の関係でお伺いしたんですけれども、やはり上尾幌地域にマンションだとかアパートだとかそういう住居環境がないわけですから、もしそういう方々が上尾幌に来て生産するということになりますと、当然やはり住まいを確保してやらなきゃないんですよ。これは耐用年数過ぎたものを直して入居させるというのも、ちょっとどうなんですか。これを新しく建てる計画というのは予定ございませんか。

委 員 長

建設課長。

建設課長

上尾幌の団地については、現在のところ建てかえを計画できないというか、まだ今の段階では考えていないという状況でございます。

それから、当然老朽化してひどいので、改修して入ってもらえるような状況というのはまた難しい問題ですので、それについてもご理解いただきたいと思います。

委 員 長

14番。

1 4 番

建てかえもちょっと考えられないし、改修も考えられないということになると、そういう受け入れ態勢として、やはり町としてどっちもだめだというわけにはいかんと思うんですよね。やはりせっかく来たいという、そういう希望者がいるわけですから、地域としても振興のために受け入れはこれは大いに歓迎しますので、何とかこの住環境をきちっと整えてもらわなかったら、せっかくのそういう振興策がこういうことでもってだめになるということになりますと、町としてもマイナスになると思うんですよね。これをもう一度ちょっとお答え願いたいんですが。

委 員 長

建設課長。

建設課長

再度質問でございますけれども、今、公営住宅としての機能性からいけば、団地的には、ずっと昔あそこの建てかえ始めたときには、もう一棟の計画は確かに当時にはございました。敷地もございます。ただ、今の上尾幌の定住人口含めてのあれからいくと、現実的には先ほど言ったように計画が今現在ないと、今考えている分にはないという形でございます。

ただ、キノコの生産者の受け皿としてはまた別角度の問題も、当然キノコの住宅の受け皿として公住をつくるという形ではございませんので、その辺も含めて当然内部の中でいろいろ検討した上でそのものを考えてみたいという形で思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

今すぐに言って、それじゃ建てますというふうにはならん、それはならないのは重々わかります。ただ、せっかくそういう方がいらっしゃいますので、地域としても何としても受け入れしたいと思うので、今の古い住宅ありますよね、これだけでも差し当たり、もし来るようになりますと、何とか住めるような形にならなきゃ、これは少なくともそのくらいやってもらわなかったら、上尾幌地域には先ほど言ったようにマンションもないし、アパートもないし、それから一般の空き家もありますので、何か早急に考えてもらわんとだめだと思うんですよ。

委員長

町長。

町 長

私からお答えさせていただきたいと思います。

今、キノコ生産者の住宅の関係の質問であります。先般お聞きいたしますと、3人の方が新規就農を希望しているということでございます。当然住宅が必要になってくるのかと思いますが、現在、キノコ生産者住宅というんですか、その住宅がまだ1戸空き家になっておるようであります。また、今後住宅等が不足という事態も、3人が全員就農した場合、考えられることでありますので、現在の入居しております公営住宅、キノコ生産者住宅以外の今質問受けている住宅、本当に老朽化して改修もできない状況だというお話でもございます。そういう面を考えますと、新規就農者の住宅対策、これも早急に急がなきゃならないという質問者の言うとおりであらうかと思えます。

また、その対応については、就農者とも、また組合ともよく相談しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

委 員 長	いいですか。
	14番。
1 4 番	ぜひこれは前向きに、今、町長言われたように、実施に向けて検討していただきたいと思います。
	公営住宅の方に関しては、ふろがないんですよね、昔の公営住宅ですから。こういうまち場に来ますと、そういう浴場なんかもあるんですけども、ふろもないような中でおりますので、できれば公営住宅、まだこれから入られる方もいらっしゃいますので、やはり建てかえに向けて計画を立てていただきたいと思うんですよね。
委 員 長	建設課長。
建設課長	今後の上尾幌の人口動態といいますか、その辺のことも含めて、定住人口の伸びであるとか、そういうことを含めて公営住宅というのは考えていかなきゃないという形で考えております。 既設の住宅そのものについては、昭和41年、当時建てのものはほとんどが公営住宅ついていないという形で、そういう中で急遽どうしようもない、それでもいいからという形の中で、暫定的な入居という形で、今、入っている方はそうなものですから、その辺を含めて最終的には上尾幌の今後の定住人口等を考えた中で建てかえというものは考えていきたいというふうに考えています。
委 員 長	いいですか。 他にございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ進みます。 8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、2 目災害対策費。 3 番。
3 番	被災者生活再建支援法、こういう法律ができたということを聞いておりますが、それについておわかりですか。
委 員 長	総務課長。
総務課長	お答え申し上げます。 被災者生活再建支援法、これは平成10年5月に公布されまして、施行が同年11月、実際の運用開始が11年4月から適用開始がされているというものでございます。 この内容につきましては、大きな災害で住居等、住む場所を失ったという場合に

についての支援を行うという法律でございまして、阪神・淡路の大震災、その後にそれを契機といたしまして設けられたものでございます。

支援の内容でございますけれども、これにつきましては都道府県が基金をつくりまして、支援金の2分の1は国の方から補助、残りの2分の1については都道府県の基金からの支出というような形になってございまして、支援の対象となる災害、これにつきましては災害救助法の適用を受けるもの、それから10世帯以上の住宅が全壊したという市町村の区域、あるいは都道府県単位で申しますと100戸以上の住宅が全壊するなどの被害が発生した都道府県の区域、これらが対象となる災害ということになってございまして、支援金の対象といたしますのは、ただいま申しましたように、住宅が全壊した、あるいは半壊したと。半壊したことによって住宅を解体しなければならない、こういうような方々が対象となるということでございます。

それから、支援金の支給の額の関係でございまして、これは1つには、世帯の収入がどのくらいかというような部分が決められてございます。それから世帯主の年齢、これによっても支給限度額が変わってくるということでございます。

ちなみに申し上げたいと思いますけれども、世帯の収入合計が500万円以下の場合、年齢制限はございませんけれども、1人世帯で75万円、それから複数世帯でありますと100万円でございます。

それから、500万円を超え700万円以下の世帯でありますと、世帯主の年齢が45歳以上または要援護世帯ということが条件になりまして、複数世帯で50万円、1人世帯になりますと37万5,000円でございます。

それから、700万円を超えて800万円以下という関係でございまして、これにつきましては世帯の年齢が60歳以上または要援護世帯ということで、金額につきましては先ほどと同様の複数世帯で50万円、1人世帯で37万5,000円というような内容でございます。

これらに支給される経費といたしますのは、いわゆる被災をこうむったために生活用品がなくなるというようなことから、そういう生活用品の物品の購入あるいは修理費に充てられるという経費、それから引っ越し等に係る経費というような部分、これは通常経費と特別経費という区分けの仕方をしておりますけれども、こういった中で対象になるというような法律の内容となっております。

3番。

委員長

3 番	従来の国の考え方は、私有財産には公費は出さない、そういう一貫した姿勢であったわけですね。だから、どんな大きな災害があっても家が崩壊しても、それは私有財産だから出さないんだと、こういう姿勢だった。
	阪神・淡路だけでなく、それ以前から、雲仙の普賢岳、それから、これは阪神の後だったと思いますが、鳥取西部の大きな地震と。こういう中で例えば鳥取県の片山知事という人は、そのままにしておいては地域が崩壊してしまうと、こういうことで一律 300万円、県が支援金を支給するという方策をとったわけですね。雲仙普賢岳にしても、そういう再建の支援が行われたと。それから、横浜であるとか静岡では、耐震のために住宅を改修する際に補助金を出すというふうなことが行われたと。
	何でもそうなんですけれども、公害でもそうですし、福祉でもそうですが、まず地方が身銭を切って始めるんですね。その後、国がやおら腰を上げて法律をつくると、こういうことなんです。今回の場合も、やっとなんか法律をつくったということだと思っんです。
	それで、今まで厚岸町、地震の常習地帯というふうに言われているわけですが、これまで幾たびか大きな地震を経験しておりますが、この今つくられた被災者生活再建支援法でひっかかるようなものはありましたか。
委員長	総務課長。
総務課長	申し上げたいと思います。
	先ほど、この被災者生活再建支援法の対象となる災害という形の中で申し上げましたけれども、災害救助法の適用があるかどうかということが一つの要件でございますし、これは過去に厚岸町はなってございません。
	それからもう一点は、10以上の住宅世帯が全壊する被害ということでございまして、これについても対象となる災害、過去の釧路沖、道東沖、対象となる災害ではなかったというふうに認識しております。
委員長	3 番。
3 番	昭和に入ってからでも結構あるんでないですか、十勝沖であるとか。家が流されるとか、そういう災害、地震あったんでないですか。全然対象にならないんですか。どういう地震があつて、どういう災害が起きて、対象にならないのかなのか、きちんと説明をする必要がありますよ。

委 員 長	総務課長。
総務課長	大変失礼いたしました。 昭和27年に厚岸町におきます災害では十勝沖地震津波、これが非常に大きな被害を受けているわけでございますけれども、これにつきましては家屋の流失、全壊が50戸というような大きな災害でございまして、この十勝沖地震津波災害、これについてはこの支援法の適用を受けるだろう、このように考えます。 それから、チリ沖地震津波、これにつきましても、ちょっと手元の資料で住居家屋幾らというのは出ておりませんでしたけれども、かなりの広範囲にわたった大きな災害であったと、厚岸町以外ですね。こういったことからこの支援法の適用も受けるであろうと、このように存じ上げます。 以上です。
委 員 長	3 番。
3 番	あなたのお話は、大きかったから受けるだろうという話でしょう。この支援法では決められていますよね、あなたが説明してくださったように。具体的に答えてください。
委 員 長	総務課長。
総務課長	失礼いたしました。 対象となる災害、先ほども申しましたように、一市町村区域で10戸以上の住宅全壊、それから都道府県でいきますと 100戸以上の世帯の住宅が全壊というのがございます。そのほかに災害救助法の適用ということでございますので、過去の十勝沖、それからチリ沖、これについては当然この法律の適用を受けるというふうに判断いたしております。
委 員 長	3 番。
3 番	裏返して言えば、法律はつくったけれども、そうそう簡単には適用されない法律だということになるのでないですか。
委 員 長	総務課長。
総務課長	お答え申し上げます。 繰り返しになりますけれども、対象となる災害の要件というのが決まっておりますので、その要件に当たらないいわゆる災害規模、このものにつきましては現在の法律の中では、この支援法の適用を受けないという形になってございます。

委員 長	3 番。
3 番	この法律は、5 年目で見直すということになっていますね。それはご存じですか。
委員 長	総務課長。
総務課長	この法律が10年にできてございますけれども、この法案を審議いたしました災害特別委員会、国の方でございましてけれども、その中に附帯決議がされてございまして、法施行後5年後を目指して見直すというような内容の決議がされているというふうに理解してございます。
委員 長	3 番。
3 番	それは国会の特別委員会でしょう。そうでないですか。
委員 長	総務課長。
総務課長	申し上げましたように、国会の特別委員会、災害対策特別委員会で附帯決議がされているということでございます。
委員 長	3 番。
3 番	今年が5年目なんですよ。そういう意見を求められていないんですか、国から。
委員 長	総務課長。
総務課長	申し上げたいと思います。 この法律の関係につきましては、全国の町村会におきまして、この法律の要するに適用範囲の拡大であるとか、こういったような要望活動、これは全国の町村会組織を通しまして国に対しての要望事項の中に入っております。こういった中で運動してきてございますし、それから現在、私の方の得ている情報の中では、全国の知事会、こちらの方におきまして、これは都道府県の知事会でございましてけれども、5年を迎えるということでございまして、この見直しについての現在検討を進めてきていると、一応知事会として。こういった中で、意見集約の現在作業を進められているというふうに伺っております。そのような情報を得てございます。
委員 長	3 番。
3 番	この厚岸町は、あなたもご承知のように地震の常習地帯。いつ大きな地震が起きるかわからないという中に生活をしているわけですね。災害が起きたときに被害が起きた。十分な支援策がとられればいいんだけど、そうではなくなる。 先ほど鳥取県の話を引きましたけれども、とにかくそのままにしておけば地域が崩壊してしまうということで一律 300万円の支援をしたと。これは県段階だからで

きるわけですがけれども。いうことを申し上げましたけれども、この厚岸町で防災を担当している、そういう立場で物事を考えた場合に、過去ずっと大きな災害があったけれども、そんなになかなか適用を受けるような法律ではないというふうに考えたとすれば、見直しの5年目が来ているわけだから、きちんとそういう点について国に具申をするというような心構えが私は必要なのではないかというふうに思うんですがね。

例えば、この法律の附則で、今は国土交通省でありますけれども、住宅再建支援のあり方についての検討委員会というものが設けられた。被災者の住宅や生活の再建が速やかに行われれば、地域の経済活動が活性化し、その復興を促進する。そういうことで住宅再建の公共性を認定して、公的支援が必要とする報告を2000年に取りまとめた。これは法律の附則に基づいて行った、立ち上げられた検討委員会がこういう取りまとめをしているわけですね。

昨年7月には中央防災会が今後の地震対策のあり方に関する専門調査会、報告を出しておりますが、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・不所有にかかわらず、真に支援が必要な者に対して住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等にかかわる負担軽減などを含めて、総合的な居住確保に対する支援の検討が必要だというふうなことが言われているんですよ。

私は、この法律は非常に不十分だと思いますよ。国が2分の1出して、都道府県が基金を設けて、そしてそれを運用する。言われたように、災害救助法が発動されなきゃだめだとか、100戸以上家が倒れなきゃだめだとか、せっかく法律ができて適用範囲がすごく狭い。支給額は100万円、少ない。数限りなくふやせというようにことを申し上げているのではなくて、本当にそういう災害が起きたときに、この支援法で地域が再生できるのかどうなのかということを考えなきゃならないと思うんですね。そういう立場で防災のことも考えてもらわなければ困るのではないかと。いかがですか。

町長。

私からお答えをさせていただきます。

被災者生活再建支援法の適用基準を緩和すること、田宮委員からの質問にあったとおりであります。そこで、私どもといたしましては、平成14年11月、全国町村会大会がございました。その中でこのことを決議をさせていただいて、本年が今お話

委員長
町長

がございましたとおり附帯意見の改正の年に当たるわけであります。そういうことで、強く国に要請をしようということで働きかけをいたしておるわけでもございません。

さらにはまた、全国知事会においても、その見直しについて積極的に取り組んでおるわけございまして、我々といたしましては一体となって国に強く要望しておりますし、さらに要望を重ねていかねばならない、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3 番 よろしくお願ひします。いいです。

委員長 いいですか。

他にありませんか。

10番。

10 番 ここでちょっとお聞きしますけれども、前にも一度申し上げたことがあるかと思うんですが、片仮名で言うとなしかハザードマップとかいうんですね、防災地図。厚岸町の場合には、前に大きな地震が2つ続いてありましたですね。ただ、ありがたいことに、どちらも津波が来なかった。

町の主要部分が一遍にたたかれるような予想のされる災害という、津波がやはり一番最初に頭に浮かぶんじゃないかと思うんですね。それで、地盤工やいろいろな要素を加味して、この地域は何メートルの津波が来たときには床上浸水までの覚悟をしなきゃならないとか、そういうものについての色分け地図というものはやはり町民に示されるべきではないのか。

それで、今、このごろでは非常に理想的に被害を最小限に抑えたというのは、道南の有珠山といいましたか、それのときの状況なんかが出ていますが、ああいう地域の話の聞いていますと、やはりそういう危険に対する当初からの予想、そういうものについては常に専門家を入れて、もしこういう形で噴火したらこういうところがやられると。そのときには第一段階としてはここが一番危ないというようなことを常にきちんと研究して、情報提供していたということがありますね。ですから、そういう心構えというものができていますから、やはり避難にしても、あるいはいろいろな誘導にしても、うまくいくわけですね。

そういうことについて、今すぐ、明日そういうものをつくれという意味ではなくて、やはり積み重ねをしていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけ

れどもね。この地域の人はこちらへ避難をしてくださいということについては、図面つきでもって各家庭に配られているのは知っていますよ。ただ、それだけではちょっと済まないのではないかと思います、いかがでしょうか。

総務課長。

おっしゃられるハザードマップ、いわゆる厚岸町においても以前にこの津波の部分でお配りした地図、これも完全なものではございませんけれども、これもやはり一応は防災マップというような位置づけになるかと思います。

この中で出されているのは、いわゆる海拔10メートル以上の部分について一応避難場所を設定するという意味合いを含めまして、マップの中に海拔10メートル以上の部分、それから10メートル以下、いわゆる浸水のおそれのある部分というような色分けをしたマップをつくりまして配らせていただきましたけれども、災害をどの程度の津波を想定するかといった部分、何メートルの津波であればどこまで、何メートルの津波であればどこまでというようなところまで実際にまだ作業は進んでございません。

こういったような災害対応して、どの程度の部分できるのかという部分あるのかと思いますけれども、より身近にその災害の危険性を知っていただくという意味合いから、そういう具体的な指標といいましょうか、説明ができるのであれば、より身近な問題としてとらえていただけるかなという思いもございますので、十分今後配慮して検討してまいりたいというふうに考えます。

10番。

よろしくお願いします。

前に配られた地図も、大事にきちんと見えるようにとっておく家庭が何割あるのか。やはり絶えず何年に一遍かずつは喚起するような方法をしていかないとかなかなか、昔配っておいたので見ておいてくださいと言っても、あれどこに行っただろうということになりかねませんですね。

それで、この前から大潮になると、今まで水の上がってこなかったところに水が上がってくる。例えば、奔渡あたりでは干場の中にまで水がついたとか、漁業協同組合の事務室にまで水が上がってきたとか、ちょっと今までにない事例が幾つか出ています。道路の冠水については、前から言われています。それが前よりもひどくなっているんじゃないかというような声もあります。

	それで、根室沖地震の後、どうも地盤がこのあたりは大分下がったんじゃないかというようなことは、いろいろなところでささやかれているんですが、そういうデータが大分出てきていると思うんですが、いかがなものでしょうか。
委 員 長	前段の答弁、総務課長。
総務課長	まず、マップの関係でお答え申し上げたいと思います。 確かにこれは平成8年ごろだったと思いますけれども、お配りしているということで、確かに経年の中でなかなか、忘れてなくなってしまうとかそういうような部分もあろうかと思います。その辺の方法についてはさらに検討いたしまして、万全を期していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員 長	建設課長。
建設課長	お答えいたします。 東方沖地震以来の関係でございますけれども、従来、私も当時、水産にいたときには、おおむね一管本部や何かから含めて、あの時点では道東地方はおおむね20センチは下がっているだろうという形で言われておりました。ただ、資料的なものというのはいただいておりませんけれども、今回たまたま国土地理院さんの方で、全道3カ所のうちたまたま厚岸町、いろいろな条件があって厚岸町の三角点の改測を行うという形で、厚岸町内の三角点の改測を行うという形。その成果そのものが15年10月ころに上がってくるという形になりますので、当然その三角点、水準点ですから、高さ関係の方も新たなものが出てくるのかなと。そうすると、過去との数字やなんかということもはっきり見えてくるのかな。今の段階の情報としては、そういう形で、今年度、国土地理院さんの方で厚岸町内の三角点の改測を行うという形で聞いております。
委 員 長	10番。
10 番	厚岸町は測量基準点に関して非常に進んだ町なものですから、それでその中の一つに挙げられたという話は私も聞いています。 それで、これが出ますと、非常に細かな数字で明確に動きが出てくると思います。それについては、まだ正式なものが来ていないのであるならば、ここでそれ以上の論議はいたしませんけれども、そういうものが出たところで、やはり今言った防災の方にも十分に活用していただきたいんです。

それで、もう一点お聞きしますが、毎年、全町民挙げての避難というのをやっておりますよね。それで、これが多少右肩下がりに参加者がなっても、なかなか右肩上がりにはならないですよね。これはある程度仕方がないと思いますけれども、こういうことをどんどんやっていただきたいんですが、と同時に、根室東方沖ですか、あるいは釧路沖と言われたあの地震のときのいろいろな状況を見ますと、ご近所というか、地域の結びつきがたくさんあるところは、いわゆる弱者と言われる障害があったり、あるいはお年を召した方の家庭でも、非常にご近所の支えによって安心できるんですね。そのときに全部にそういうものを行政だけで目配りしろと言ったって、これは現実問題その中ではいろいろなことが一遍に起きますから難しいんです。そういうご近所とのつながりの希薄なところで、やはりいろいろな問題が出ていたようです。

釧路では、どちらの地震のときか忘れましたが、救急車を呼んだというんだけれども、救急の方の記録には載っていなかったというようなことで、ちょっと事実関係はわからないんですけれども、たしか大変な事態が出ておったようですが、ああいうものの起きたところも、隣近所との関係ではやはり希薄だったのではなかろうかというようなことを言う方もいらっしゃいます。具体的にはわかりませんがね。

そういうことで、いざというときに対処するのはふだんからということになると思うんですが、災害対策という点からいって、そういう点はどういうふうに施策を進めていらっしゃるのでしょうか。

それからもう一つは、庁舎内で火事が起きたということを前提としての避難訓練というのは年に一度か何かなさっているようで、私もたまたまそのときに役場に来ると、防火壁がおりたり、いろいろなのが見えます。ですから、それは外から見てわかるんですが、あと、いざというときに総員部署につけというような形で、実際にそういう大きな災害がどんと来たときに、各人がそれぞれの場所に張りついてそれぞれの連絡をとるというような一種の演習でしょうかね、そういうものは行われているのでしょうか。その点についてもちょっとお聞かせをいただきたいんです。

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

万が一災害が起きた場合のいわゆる助け合い、サポート態勢という部分に関しましては、10番委員さんがおっしゃられるとおりの内容でございまして、当然近くに

委員長
総務課長

いる方々がお互いに助け合って身の安全を守っていただくという態勢が一番大切だ
というふうに私も感じております。

現在、このサポート態勢といいましょうか、その一環といたしましては、それぞ
れの自治会の中に地域防災組織をそれぞれ立ち上げていただいて、いわゆるその地
域で初動態勢なりのそういう安全確保しようというような動きにはございますけれ
ども、やはりこういうサポート態勢をとっていく部分については、隣にどういふ方
が住んでいて、どういう状態なんだという部分を近くにいる方々がよく知っている
ということがまず大前提であろうというふうに考えておりますし、こういう地域防
災組織等の活動であるとかそういったような部分を通しまして、その辺について私
どもの方も訴えといいましょうか、願います、そういうような対応を図っていき
たいなど、このように考えてございます。

それから、避難訓練の町の職員の態勢の関係でございますけれども、昨年はいわ
ゆる日中といいましょうか、みんな役場でいきますと登庁している態勢の中で災害
が起きた場合という時間帯の設定をさせていただきました。それ以前は早朝という
ことで早い段階での訓練を開始させていただいたんですが、そういった中でいわゆ
る職員の登庁といいましょうか、あらかじめ時間が決まっていますので、緊急です
ぐ何分で出てくるかということじゃないんですが、招集をかけた場合については一
応役場の方に集まるんだというような態勢の中で集まっただき、それぞれ避難
場所に参りまして、無線を通じての通信訓練、情報の伝達訓練、こういったことも
この訓練にあわせて行っているという現在までの状況でございます。

委員長

10番。

10 番

わかりました。そういういろいろな場を設定して、やはり訓練をやっていただき
たいと。これはお願いいたします。

それで、もう一つお聞きするんですが、たしかこの役場がそういう防災本部にな
るという形の設定をした何年か後に、大分前なので私もちょっと記憶が定かでない
ものですからすみませんが、もしここがそういう、海岸部ですから津波でたたかれ
て、機能が著しく落ちるというような状況が見られるときには、サテライトとして
味覚ターミナルの建物を使うというようなことについても、いわゆる整備をしてお
りますというようなお話を承っておったんですが、それらについてもこういういわ
ゆる演習のときの中に入っておりますでしょうか。

委員長
総務課長

総務課長。

おっしゃられるとおり、津波等の災害を想定した場合ということで、防災無線等の整備につきましても、コンキリエの方にいわゆる支局といいたいでしょうか、予備の局を置きまして、そちらの方で防災無線関係の統制もできるというような設備体制をとらせていただいております。

ただ、これまで訓練の中で進めてまいりましたけれども、そういったいわゆる町民参加の防災訓練、こういった中でそのサテライト局を本部に置いたというような訓練までには、まだ踏み込んだものは実施してきてございませんでした。今後におきましては、その部分についても、万が一に備えて当然使うんだというような体制づくりの中で、訓練の中に取り入れるように努めてまいりたいというふうに考えます。

10番
委員長

結構です。

よろしいですか。

まだありますか。

9番。

9番

今ここに防災会議とか、避難場所とか、いろいろございましたね。今、10番さんとのやりとりの中でも、町の方で対応していることは、それはそれでいいでしょう。しかし、私は前にも申し上げましたが、ここが対策本部ができて、災害無線で連絡して、だれかが車で誘導して、できるうちは本当の災害ではないんですわ。これ確かにいつ、今起きるか、何十年後か何百年後か、どんな大きさ起きる、どこに起きるかわかりませんが、本当の恐ろしい……。もしこの厚岸の近くでマグニチュード7.5も8もある大地震が起きて大津波が来たと、こういう場合に対策本部つくること自体が無理な場合あるんですよ。橋が落ちた、道路が亀裂が起きた、建物が倒壊した、大雪の最中に来た。対策本部つくのもできません。後から生き延びた人を、その命を支えるための段取りはできます。これ、よくわかってくださいよ。そのためには、これは非常に有効になる可能性はありますが、まず人間の命を守らなきゃいけませんね。命をまず守ってもらう、町民の。命を守るのは、あなた方の防災対策じゃできませんわな。

これ正直に言った方がいいですよ、防災会議で。これ、あなた方の口から非常に言いにくい。町はとんでもないと怒られるかもしれません。恐らくほとんどの人に

しかられるでしょう。しかし、自然界を本当にわかっている人は、よく言ったと言いますよ。この辺ですな、あなたたちのつらいところね。しかし、大事なことは、つらくても町民に言わなければ、町民が命を落とします。この辺ですな。

スピード速いですからね、津波も。どの場所へどんな高さの波が来るのかわからないのが自然界の現象なんですわ。そのときに、とにかくまじめな人はこういうふうに言うんですよ。私、宮園町。宮園町の避難場所はこの高台だから、わざわざ遠いところからあそこに逃げる人がいるんですな、わざわざ来て。これは恐ろしいんですわ。スピードの速い津波が来たら、その間にさらわれるんですよ。とにかく自分のいる身近なところから最も近くて高い場所へできるだけ早く上がると、これが津波から命を守る大原則でございますね。何分後に津波がどこへ来るかわかるなら、もうのんきな災害なんですよな。発生した、津波来た、気象庁も、もっともNHKも気象庁から聞いてしゃべるんですから、だれもわからないときに起きて、津波は押し寄せているんです。これが津波なんですよね。その場合に、津波が来そうだからと家の中にいて、防災無線で何か指導があるであろうなんていたら、もうそれで終わりなんですわ。これが真の災害。これをひとつ防災会議で徹底してそういうことを仮設を立てながら議論して、それを町民にどういうふうに知らせるか、注意を喚起するか。

私のような言い方は反発が起きますから、十分これは注意しながら表現を考えて、しかも、町民に永遠に忘れないようにずばりと教えなければ命を落とすおそれがありますから、この辺どうでしょう。

委員長
総務課長

総務課長。

お答え申し上げます。

先ほども10番委員さんにも申し上げましたとおり、こういったような災害から身を守るというのは、やはりみずから守らなければならないというのが大原則でございます。そういった中で、いかに弱者をサポートしながら命を守るかというようなことかと思えます。

ですから、我々これまで行ってきた避難訓練、これにつきましても、やはりみずから避難する場所を確認した上で、いざというときには逃げていただきたい、こういうような思いから行っている訓練でございます。訓練終了時にそれぞれの責任者の中から、災害があった場合には、とにかくこういうところに逃げてください

というような、そういうような講評的なお話もさせていただいております。

そういったようなことで、みずからの命はみずから守るというような部分の関係、これを根本といたしまして指導といいましょうか、啓発に当たっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

9 番
委 員 長 まだ言いたいんだけど、昼からでもいいんだよ。どうなの。
質問してください。

9 番 今5分やっても、後からでも同じだよ、時間は。

委 員 長 わかりました。それでは、木村さんの質問は午後からにいたします。
昼食のため休憩をいたします。午後の再開は1時とします。

休憩時刻 1 2 時 0 1 分

委 員 長 委員会を再開いたします。
9 番。

再開時刻 1 3 時 0 0 分

9 番 厚岸町の災害対策本部をつくらなるとなると、町長が本部長で、助役が副本部長ですか。あと各こうやって結成すると思いますが、その人方が、前にも言いました、大雪で夜中は出てこれないでしょう。対策本部を緊急に設置して相談することができなくなるのが自然界なんです。

そういう場合に、まず人間の命が最も大事ですから、その命を守る。特に10番委員さんの質疑にありましたように、弱い人をどうそういう場合にも救ってあげると、ここが一番の根っこになると。腹減ったの、水は心配しなくてもいいです。人間、腹減って死ぬのは1週間か10日かかりますから、それは全然後でいいんです。まず逃げるのが先。そこをひとつ、対策本部が弱い人を助けてやるなんていうことをできないのが緊急災害ですから、その辺はそういう何かの機会あるごとにきちっと。

大変これは言いにくいことで、行政がそんなこと言ったら憎まれるのわかっていますよ。しかし、本当に人を愛する場合には、あえて憎まれても、はっきりしたことを教えてあげ、その腹づもりを持ってもらった方が、その人が生きる、命を守るもとなりますから。薬というのは口に苦いんです、平均。我々ビール飲むような、まだ欲しい、こんなものでない。薬というのは平均苦いんです。それが命を救うもとなりますので、その辺を勇気を持って説明してくださいよ。それが人を愛する、

人の命を救うものになると思います。その上で、自治会だろうが何だろうが、近所で弱い人がいたら、さっと助けて、さっと逃げて、一緒に逃げて歩く、これが大事ですね。

そのためには、ふだんの近所との生活態度がもことになるんですわ。自治会にも入らない、隣近所に顔も出さない、行き来もしない。ばあちゃんがいるかいもないかもわからないところまで行っている暇ないんだよ、現実。きれいなこと言っても、できないんですわ。そういう場合には、ふだん、おまえたちもしっかりせいと、町民も。そうでなきゃ助けてもらえないよと言って、きちっと言ってあげなさい。それが一番の防災の根っこになると思いますので。これ経費もかかりませんから、予算も関係ないんですわ。予算なくて人を救える。予算を使わないで人を救える、こんないいことないです。これはいかがですか。

委員長 町長。

町長 防災に関してのご質問でございますが、お答えをさせていただきます。

有事に備えたあらゆる場面を考えた体制というものが必要である、私もそのように考え、今後、防災訓練においてもそういうことを踏まえながら、防災に対する個人の意識の高揚も図っていかなければならない、かように考えておりますので、今の指摘については私も心強く考えるわけでございまして、今後、防災に当たっての対応についても参考にさせていただきたい、このように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長 よろしいですか。

他にありませんか。

6 番。

6 番 この太陽電池灯の関係でございますけれども、相当あちこちについているわけですよ。避難道路とか避難場所とかですね。これは各地域に 100%設置されたんですか。

それから、この故障率、故障も結構あるというふうに見るんですよ、これ見ると。それから、耐用年数というのはどのぐらい言われているんですか。どのぐらいの年数が耐用年数なんですか。その点についてお知らせをお願いしたいということです。

委員長 総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

太陽電池によります照明灯でございますけれども、これについては合計で35カ所でございます。おおむね整備は終わっているというふうにとらえております。

それと、耐用年数の関係でございます。耐用年数といいますと、いわゆる太陽光を充電いたしまして、それによって照明をとるという装置でございます、バッテリーの寿命、これが一つの目安になろうかと思っておりますけれども、現在ついている内蔵のバッテリーは3台が入っております、メーカーの試算によりますと、おおむね5年というふうに言われております。14年度からこのバッテリーの交換を進めてきておりまして、18年までにはこのバッテリーの交換をすべて終わらせたいという計画で現在進めてきております。

それから、補修の関係でございますけれども、やはり照明装置ということで、ランプのいわゆる球切れ、こういったもの、それからインバーターといいますけれども、いわゆる制御する部品の部分、こういったようなものの補修、修繕というのが経年の中であらわれてきておりますので、それらはその都度対応をするような形で進めさせてきていただいております。そのような状況でございます。

委員長

6 番。

6 番

津波でも災害でも人の寝静まったそういうときに来て、大きな事故が起きるということのためには、照明の関係のこれは本当に大事なあれですね。それで、結局アフターという点についてはどうなっているんですか。

それから、35台というのは全体から見ると何十％ぐらいなんですか。まだまだつけるところあるんでしょう。全部 100％ついたわけでないんですね。その点はどうなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

大変失礼いたしました。先ほど太陽電池のバッテリーの関係35カ所と申し上げましたけれども、その後1基増設になっておりまして36カ所でございますので、おわび申し上げまして、まず訂正をさせていただきたいと思っております。

現在、津波等の緊急避難場所が47カ所の指定がございます。そうしますと、すべての避難場所に太陽灯がついていないという状況でございますけれども、そういった避難場所等の状況等を把握しながら今後さらに検討したいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、いわゆるメンテナンスの関係でございますけれども、これにつきましては毎年予算化をいただきまして、点検を実施させていただいております。この点検という内容は、先ほどバッテリーという関係で申し上げましたけれども、やはりこの装置につきましてはバッテリーが命でございますので、そのバッテリーの容量がどうなのかという部分について点検を毎年実施をいたしているという状況でございます。

委員長

6 番。

6 番

そうすると、避難場所47カ所のうち、36カ所のところについたということですね。避難場所だけでなく、やはり避難道路、これが大事なんですよね。その場所に行くまでの道路が真っ暗で、なかなかスムーズに行けないと。特に夜の場合、これは大変なことなんです。そこまで行ったんだけど、その道路がわからなくて上まで行けなかったと、そういうことになったら大変だから、やはりこれは、いつやって来るかわからない、そういう災害でございますけれども、やはりここに努力して、避難道路とか避難場所もまだ 100%ついていないわけですから、もっと力を入れてやるということが大事だと思うんですよね。その点についてもう一回お答えをお願いしたいと。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

この太陽電池灯につきましては、ご案内のとおり、いわゆる停電状態になったというときに避難場所がわからないというようなことの上で整備を図ったものでございまして、この整備につきましては、その避難場所の位置をあらわす、ここが避難場所ですよというような部分をあらわすという意味合いから、避難場所にそれぞれ設置をさせていただいているということで、避難通路を照らすというようなところまでの整備は現在おっしゃるとおりに進んでございません。

先ほど言いましたように、まだ全部47カ所の避難場所すべてについていないという状況もございます。これは先ほど申しましたように、避難場所の置かれている形態だとかそういったような部分もありますけれども、そういった部分から優先するものから整備について検討を進めてまいりたいというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

6 番

いいですよ。

委 員 長	いいですか。
	他にありませんか。
	15番。
1 5 番	津波の緊急避難対策の一環として、御供山周辺下部の擁壁に上り口階段をつくってほしいという声があります。ところどころ点検してもらって、奔渡二丁目から三丁目ほかを点検してほしいんですよね。
	それで、松葉とか梅香の場合は御供山に上れる道路があるものですから、それはいいとしても、大げさなものでなくても、はしご的階段といいますか、下の方に擁壁があるために非常に上りづらいんですよね。それが手助けになって山に上れるというものですから、そういう声があるものですから、ちょっと検討してみてください。
委 員 長	総務課長。
総務課長	津波災害の場合になりますと、先ほどもほかの委員さんの中で論議がありましたように、いかに早く高いところに逃げるのかということになろうかと思います。そうした中で、確かにこういう上に上がれる整備という部分、かなりの場所がございますので、一遍にというわけにはいきませんが、その辺は心しながら今後の対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、今後十分に検討をさせていただきたいというふうに思います。
委 員 長	15番。
1 5 番	ちょうど奔渡一丁目の場合は、がけがありまして、あそこは無理としても、二丁目あたりから大体2メートルから3メートルぐらいの砂どめの擁壁がずっと続いているんですよね。奔渡六丁目の方もずっと続いて、それで避難場所がちょうど奔渡保育所ですか、あそこの組合の上の方ですね、あそこになっているんですけども、ちょうどまた旧フェリーのところの上り口、カネチョウつるやの前あたりにお稲荷さんありますけれども、あそこあたりにまず一つと、それから奔渡保育所の裏あたりに一つと、そういうような要望があるものですから、一応その辺歩いて点検してみて、その避難ばしご的なものがあれば容易に上れるけれども、今の状態なら上れる状態ではないということで、希望がありますので、点検してみてください。
委 員 長	総務課長。
総務課長	ただいまおっしゃられた場所を含めまして、その整備の手法、どんなような工法

	がいいのかというような部分を含めながら検討をさせていただきたいというふうに存じます。
委 員 長	いいですか。 他にありませんか。 (な し)
委 員 長	なければ進みます。 287ページ、教育費に入ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育振興費。 10番。
10 番	すみません、ちょっと1目とも絡みますけれども、よろしくお願いします。 まず、今回の教育行政執行方針の中で教育長は、大きなもので地域・家庭に開かれた学校経営ということをうたっていっしゃいます。それで、これは去年からそういうような話がありまして、続けてきている施策であるというふうに理解していただきまして、地域・家庭に開かれた学校ということは、要するに地域・家庭からの批判を含めていろいろな意見の交換やそういうことができる。そして、単に児童生徒を通じてだけじゃなくて、地域の中の学校としていろいろなことを行っていけるようにしていきたいということだろうと思うんです。なかなかうまく言えないんですけどもね。 それで、例えば教育委員会は公開にするとか、そして各学校を場所を持ち回って行うということも去年から始まっていますね。あれもその一環だろうと思います。それから、学校評議員という制度を去年から導入いたしましたね。今年はもっと広げることが書いてあります。そういうようなこの1年間取り組みを進めてきて、どういう成果が上がってきたのか、あるいは上げていっているのか、上がりつつあるのか、このあたりをまず説明をしていただきたいんです。
委 員 長	教育長。
教 育 長	地域・家庭に開かれた学校経営ということで執行方針の中でお話しさせていただきました。まず、その一つですけれども、住民がまず学校を知るという意味と、もう一つは、学校側が閉鎖的にならずに地域に積極的に開いていく、両面があらうかというふうに私は考えております。 まず、教育委員会を各学校で開くという部分について言えば、もちろん教育委員

さん含めた私たち自身も、もっと学校を知ろうという意味で回って歩く部分と、学校側がそういうほかの――ほかのと言ったら変ですけども、学校以外の人たちをいろいろな形で受け入れていく、その中で教職員を含めた学校内部が外にもっと情報を出していこうという気持ちになってほしいという部分であります。

それで、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、評議員につきましては今年度の途中に制度化いたしまして、真龍小学校で11月に設置し、そのほかの3校についても設置を予定していたわけですけども、ちょっと1月末の食中毒事件等によりまして1カ月ばかり空白が生まれてしまいました。教育委員会の中でも論議があったわけですけども、ほかの3校についてはそのままの形で新年度からお願いしよう。1カ月だけお願いするのも失礼な話ではないのかというふうな議論も踏まえまして、残り3校については新年度からお願いしようというふうになっておりますけれども、この評議員については一番考え方がはっきりしてくるというふうに私は思っております。

1つは、まず、PTAを入れている学校もありますけれども、PTAが評議員に入っていない学校もございます。それ含めまして、いわゆる父母、保護者以外の人たちに、地域の人たちに、私たちの学校はこういう方針で子供たちを教育しています、こういうふうな教育を行っていますというふうな部分。

そして、今年からの新学習指導要領は非常に普通の人たちにはわかりづらい。いろいろなテレビの情報等が単発に出てきますけれども、一体文部科学省は何をやりたいのかというのが一般の人たちには非常にわかりづらい。学力が下がると言われる中で、学力を下げのために指導要領をつくっているわけではありません。そこら辺含めて、どういうことを言いたいのか、絶対評価とは一体何なのか、いろいろな部分をお知らせしなければならない。知ってほしい部分というのがあるわけです。その部分を含めて今まで以上に積極的に出していきたい。

今、ちょうど話の中に出てきましたので、開かれた学校という一環の中で、今年については教育委員会広報というものも含めてもっと積極的に、学校を含めて教育委員会を町民にお知らせしていきたい。そして、話し合う場もつくりたいということでございます。

それで、今年における評価という部分で言えば、やはり私は学校自身が変わってきたのではないかと。もちろん校長、教頭というのは、今の流れ、学校だけではなく、

行政すべてが町民に開かれたという方向になっている。その中で、学校も地域の中で大事な自分たちの次代を担う子供たちを預かっているわけですから、どういうふうに教育しているんだというものは知らせていかなければならないよ。だから、今いる父兄だけにお知らせするという姿勢だけでは受け入れられないよということを受けとめていると思います。

具体的な例を申せば、参観日というのは今まで父兄が行くものだ。ですけれども、中心校の——中心校以外でも開いておりますけれども、地域住民に対して参観日を呼びかける。私も実際2つの学校を行かせてもらいましたけれども、実際にはもちろんもうお子さんがとうに上がっている、いらっしゃらない地域の方がかなり多く参観日にいらしていただいていた。そして、学校の風景をごらんになる中で、自分たちが育てた時期と、時代とは随分違う教育しているんだなど。いろいろな意味で見られた方も、一方的に今がいいとは思いませんけれども、その当時とは違う教育がされているということを地域の方も意識されたでしょうし、学校側も、これだけ地域の方々が関心を持っていたという部分を認識するという意味で、両者にとって成果があらわれている。

来年度につきましては、これをもっといろいろな施策含めて広げていきたいというふうに考えております。

委員長

10番。

10 番

わかりました。

いずれにしても、始まって間もない取り組みですから、今このわずか数カ月でこれだけ見事な成果が上がりましたということになったら、ちょっと逆におかしいわけですから、そういうわけで、そういうささやかな一歩から始まるというふうには思いますが、私もいろいろ聞くところ、やはり学校というものの持っている常識と、そここのところに学校関係者以外の人が入ってきて自分の常識とぶつかったときに、いい悪いは別にして、お互いにびっくりするところが随分あるようで、そういうことが町長もよく言う意識の変革というふうなものに結びつくのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、その後のところで、小学校低学年の保護者を対象にした子育て学習会（仮称）を実施して、家庭の教育力向上を目指していきたいということをおっしゃっているんですが、これについてももう少し具体的にお伝えをいただきたいんです。

委員長
教育長

教育長。

2つ目の豊かな心の育成についてという中で、子育て学習会ということを申し上げます。実はこれは社会教育の方に出てきます家庭の教育力を高める施策というのに関連して考えておる事業なんでございますけれども、質問者が子育て支援センターのときにちょっとお話しされていたんですけれども、実は教育委員会というか、私自身も現在の子供たちの状況、この中にも出てくる豊かな心を育てると、豊かな心をはぐくむ教育ということを今、これは文部科学省を初め言っているわけですが、これが本当に学校教育だけで育っていくものだろうかということを考えています。というのは、教育研究所等の部会の反省なんかでも、やはり親御さんたちの意識、考え方というものが入学してくるとき既にちょっと不足している部分を、実際に先生たちも私は感じているというふうに思っているんです。ですから、これは学齢期だけの教育ではなくて、学齢前含めた中で親教育というものをもう一度考えてみなければならないのではないかというふうに思います。

そして、この部分につきましては、実は文部科学省の方でも、ここ数年、大変力を入れておりまして、家庭教育、あるいは家庭の教育力を高める事業に対して、かなり多くのメニューが実は出てきております。その中で、学齢前のお子さんを持つ親を対象、あるいは生まれる前からの問題もあるんですけれども、いわゆるこれから親になろう、あるいは親になった人たちにもっと積極的に教えていかないと、実は子供は育てられないのではないかと。

たしか、ほかの委員さんもお話しいただきましたけれども、昔はこんなに子供というのは社会が教育しなくてもよかったはずなんです。ところが、核家族化して、親が子育てというものの経験がない。もう一つは、孤立化している中で育て方がわからない。あるいは、私は一つにはマスコミの影響もあって、子供たちを育てる親の考え方というものが、昔、私たちが考えていたときとは格段の違いが出てきてしまっている。そしてその中で、そうしたら、子供は産むけれども、本当に子供を育てられるのかという問題が、この地域だけじゃなくて、社会全体として今起きているというふうに考えています。

その中で私が今回ぜひやっていきたいなという部分を言いますと、まずだれが親を教育していくかという問題だと思うんです。学校の先生というのは、これは小学生、中学生、いわゆる学齢期の生徒を教えるプロです。そのために給料ももらって、

もちろんプロとしてやっているわけです。

しかし、カナダの家庭教育、子育てプログラムというものがあって、それをちょっと読んでみたんですけども、まずこういう地域、いわゆる都会であればそういうプロもいるでしょう。しかし、こういうふうな地域を考えてみると、それを子育てを担う人たちというのは教師であり、保育師であり、保健師さん、やはりそういうふうな子育てにかかわる人たちがもう一つ勉強して、子供を育てると同時に親に対しても教育していこうと。その子育てをする指導者を養成するまず講座と、そしてその中から子育て中の人たちを集める。これはただ集めて講義形式ですというよりは、どちらかというところサークルに近いものになれば、子育てのサークルをつくるということがまず孤立しない第一歩だろう。

どれだけ厚岸町でドメスティック・バイオレンスと言われるようなものがあるかどうかは明確にはつかめておりませんが、子育ての中で孤立している悩みというのは都会だけではなくて、こういう地域にも存在するだろう。そういうものをまず未然に防いでいくこと。出てしまった事例をどうするというよりは、未然に防いでいくためには、子育てをする親御さんたちの横のつながりをまずつくる。そして、その人たちに一つ一つ、教育とはこういうものじゃないですかというふうな形で投げかけていくようなそういう学習会、そういうものを何とか今年、頭出しをしていきたい、かように考えております。

委員長

10番。

10 番

よくわかりました。

そうしますと、一昨年あたりから動き出した子育て支援センター、それからまた保育所、幼稚園、それと小学校低学年の保護者を対象にしている、教育委員会で今年から動かそうとする子育て学習会、これらがすべて連動した、いわば一体の考えの中でもって動いていくものと。それぞれは別個、全然独立といいますか、そっちは何をやっているかよくわからないというものではなくて、すべてが連携、連動した一体のものとして、そういう今日のような問題に対処するためのものとして、町の施策として、いわば教育委員会と町長部局の枠を乗り越えて進めていくものだというふうに理解してよろしいのかどうか、その点が1点。

それからもう一つは、今、教育長がいみじくもおっしゃったように、サークルのような形というふうにおっしゃっているのは、主体はやはりこの子育て学習会な

ら、そういう子供を持った親御さんたちだと思うんですよね。どこまでも行政がやれることは、仕掛けと支援ではないかというふうな気がするんですよ。だから、要はそういう場をつくることによって、今度はそこで自発的にやろうとする人たちをつくるといいますか、そしてそれを支援していくということが主なのであって、大変失礼な言い方で悪いんだけど、えてして行政が何かを行うと、一段高いところから教えてやるというような形になりがちなんですよ。こういう問題でそういう色が出てしまうと、恐らく所期の目的とは違うものになってしまうんじゃないかという気もいたしますので、そのあたりをどのようにお考えなのか、再度お願いしたいと思います。

委員長
教育長

教育長。

先ほど申したとおり、この事業については学齢後だけを対象としてはだめだという中では、まだ詳しくは協議は行われておりませんが、当然、子育て支援センターとの連携を教育委員会としては考えております。その中でサークルが毎年毎年つながっていく、その中で一緒に子供たちを育てていくというふうな環境ができればいいかなというふうに思います。

それで、もう一点のことなんですが、実は補助事業の中に子育てサポーターのような制度がございます。ただ、正直申しますと、私自身は実はちょっと懐疑的なんです。というのは、子育てサポーター、あるいは家庭教育アドバイザーというような文部省がつくっている制度は何かといいますと、結局その指導者に対して謝礼を払う、そういう人たちを養成するというふうな事業です。

例えば、今年、補助金をもらえまして。2分の1補助なり、委託事業、委嘱事業で100%補助、2種類あります。ただ、そうしたら来年どうするんだと。私は子育てというのは、お金もらって、年間何万円もらうから、それじゃ私サポーターになりましようとかという種類のものではないんじゃないかと。

ですから、逆に言うと、その補助事業を適用しなくても、そういう地域の人たち、既に子育てを終わった経験者。きっと町では、この子こういうとき叱ったらいいのになと思いつつも声かけられない。あるいは親御さんの子供に対する接し方を見ても、本当は注意してあげたい。だけれども、今なかなか厚岸町の中でも注意できないですよ。それを、そういう人たちにも声をかけて、そういう子育て支援センターの中で先輩としてやっていけるような体制がとれれば、逆に言えば、文部

	科学省でいうアドバイザーなりサポーターという制度をつくると、かえって後でネックになるような気がしていますので、そこら辺含めて構想としては今そんなふう に思っております。
10 番 委 員 長	いいです。 いいですか。 他にございませんか。 3 番。
3 番	私は、ここで全体の負担金及び補助金についてお伺いしたいんです。 それで、まず資料のことなんですが、予算資料の11ページ、政策的補助金、各種 団体補助金、それから上部団体負担金、2つ資料がありますが、いずれも前年度の 数字が14年度の資料とは違うんですよね。正確にしてほしいんですが。
委 員 長 行 財 政 課 長	行財政課長。 資料のときにご説明を申し上げればよかったんですけども、政策的補助金、各 種団体補助金と上部団体負担金との前年度に示したときの数値の差ということだ というふうに思います。 これにつきまして、一番下に米印で書かせていただいているんですけども、上 部団体負担金には地方財政状況調査、主に決算統計なんですけれども、準拠いたし まして、議員公務災害補償等組合納付金と非常勤職員公務災害補償納付金を計上し た。実は、この上部団体負担金の中に昨年までは入っておらなかったわけで、政策 的補助金、各種団体補助金の中に包括をしていたということで、昨年とちょっと違 う状況を資料の中で説明すればよかったんですけども、米印をもって、総体は合 うんですけれども、政策的補助金の中にこの組合の納付金が入っていたと。決算統 計上は上部団体負担金で処理されるものですから、それに準拠して上から下に移行 させていただいたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。
委 員 長 3 番	3 番。 ご理解できないんだよ。そうでしょう。 この政策的補助金、各種団体補助金の前年度分は、正確に言えば1億 3,589万 2,000 円ですよね。ここに記載されているのは1億 3,510万 3,000円。78万 9,000 円違うんですか。それから下、上部団体負担金は、正確に言えば 3,929万 9,000円 なんだけれども、ここでは 408万 8,000円というふうに記載されている。この違い

なんですよ。米印だけで説明つくんですか。数字は全然違うでしょう。

委員長

行財政課長。

行財政課長

政策的補助金の方に先ほど言った数字、前年度 1 億 3,589 万 2,000 円という数字が本年度として載せさせていただいております。今回の資料では、それが本年度が前年度になりますから、1 億 3,510 万 3,000 円。78 万 9,000 円の差が逆に言うと、ここで減になっております。

それで、上部団体負担金の方は、昨年度の本年度が 3,929 万 9,000 円であります。ですから、今年度に置きかえますと前年度になるわけでございまして、4,008 万 8,000 円になると。この差は 78 万 9,000 円に相なります。

ここに米印書いてありますけれども、それは何かというと、ここに書いています議員公務災害補償等組合の納付金と非常勤職員公務災害補償納付金が、昨年度は政策的補助金、各種団体補助金の中に計上させていただいております。先ほどもご説明申し上げましたけれども、決算統計上は上部団体負担金として処理されるものですから、それに合わせて上部団体負担金の方に移行させていただいた。ですから、合計としては合っておりますし、前年度としてのこの米印に書いた説明を資料のときにしなかったということに対して、おわび申し上げたいと思います。

委員長

3 番。

3 番

これ、いつもこうなんですか。

委員長

行財政課長。

行財政課長

要するに決算統計上に準拠したということでありまして、これは 14 年度の当初のときはそういうことでなくて、この 2 つの納付金については団体補助金のところに計算としては入れておりました。しかしながら、決算統計上こういう方式がとられているものですから、上部団体負担金として 15 年度の部分で前年度の分を移動させていただいたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長

3 番。

3 番

だから、下の米印の段階で、上部団体負担金には地方財政状況調査、決算統計に準拠して議員公務災害云々の 78 万 9,000 円をそれぞれ加えたとか引いたとかというふうに書けばわかりやすいんでないですか。

委員長

行財政課長。

行財政課長

説明を含めて計上したとしか書いてございませんので、委員おっしゃるとおりで

委員長

3 番

ございますので、説明不足含めてそういうことでございますので、ご理解を願いたいと思います。

3 番。

賢い人がすることとは思えないものですから。それが問題ではないんですよ、私のお伺いしたいのは。

それぞれ補助金、負担金については削減の方向で、年次的に削減を図ってこられたのではないかというふうに思うんですね。しかし今年度、ここの資料で見る限り、全体的には2万5,000円逆にふえたんですね。増減率がゼロというふうになっておりますし、上部団体の方については39万円今年度は少なくなって、0.1%の減だというふうになっているんですが、方針としてはどういう方針で取り組まれておられるんですか。

委員長

行財政課長

行財政課長。

負担金関係につきましては、上部団体負担金等につきましては、基本的には町村会等、もしくは道内の町村会、管内の町村会等の財政専門委員会等の中で調整をされている内容になっております。しかしながら、これにつきましては、基本的には人件費等の絡むもの含めてございますので、すべて基本的にマイナスシーリングをしうということにはなってございません。そういう中で基本的には5%の、これも基本的考えの中で調整をするということに相なっております。

それと、政策的補助金、各種団体補助金につきましては、昨年度5%の縮減ということで取り組みをさせていただきました。今年度につきましては、団体補助金を基本的に5%縮減するという方針は出しておりませんが、経常経費全体の中で5%縮減という手法をとらせていただきました。そういう中で、これは基本的にはこの5%の押しなべて縮減になってきておりますし、中によっては30%から5%の間で政策的補助金については緩急をつけた削減になってございますし、ただ、その中で高齢者対策を含めて人員等が増加するもの等々ございまして、それらについては、それらの人員等の伸び、経費の伸び等々を、さらに人件費等につきましては、基本的には給与費のマイナス等もあったわけでございますけれども、ベースアップ等を含めての総体的な中の調整をさせていただいている中身となっております。

委員長

3 番

3 番。

町内の各団体ですよ、言ってみれば補助金については。これは、あなた方が強

権を振るって減らそうと思えば減らしやすい、そういう補助金ではないかというふうに思うんです。ただ、団体といってもいろいろな団体がありますし、かなり中身を吟味してかからないと、そう一律に切り捨てるというふうにもいかない面もあるのでないかと思うんですね。だけれども、今回の場合は、総体的に言えば5%の枠はとらなかったということのようであります。今後の見通しはどうか、方針は。その点をお聞かせいただきたい。

それから、上部団体の問題なんです、これは前から私言っているんですよ。言ってみれば、悪く言えば官僚の天下り先で、そしてどういう仕事が行われているのかよくわからない。結局、退職金でもどっさりもらって、次へ渡っていくような足場になっているのでないかなというふうに思う面もあるんですね。それで、この点については、それぞれの団体についてきちんとした内容を把握して、そしてきちんと削減をするべきだというふうに申し上げたこともあります。

それから、この団体は、町が行う事業費の、その年々の事業費によって会費が変わるという性格のものもありますね。そういうようないろいろな面があるんですが、私はこの点については、なかなか大変なわけですから、やはり思い切って減らすという方向をさらにとっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

行財政課長。

まず、後段の部分からお話しさせていただきますと、義務的な負担金関係、いわゆる会費として納めている部分があります。委員おっしゃいますとおり、そういう事業割を含めて基本的に定めがございまして、この負担金の決定がなされるわけでございますけれども、私どもは町長の施政方針の中でも述べましたとおり、いわゆる財政の基本方針の見直しの中でこの負担金、会費のあり方、これは全セクションにまたがるわけでございますけれども、会員の脱会等も含めて議論をしていかなきゃいけない。この1年間かけて、16年度に向けて、この義務的な負担金等の必要性も含めて、これは見直しを図っていかなきゃならない時期というふうに考えておりまして、実は15年度取り組むべく考えたわけでございますけれども、非常に規模的にも、組織的な問題もございますし、そういう意味では、これは今回の中の短い期間での見直しというふうにはならなかったというふうなことであります。ですから、基本的にこの新たな見直しの中でこれは財政当局としては取り組んでまいりたいというふうに、16年度に向けて取り組んでまいりたいということでご理解を願いたい

委員長
行財政課長

と思います。

それと、団体補助金の関係でございますけれども、これは昨年度は基本的に団体補助金は5%を削減しますよと。今年度は経常経費全体の中での5%の削減という形をとりました。基本的に申し上げますと、これらの手法で団体補助金を削減していくという方法は、これは10%になったわけでございますけれども、いろいろな意味でこれ以上のことは無為性があるのかなというふうに、いわゆる調整を終わった段階で感じているところであります。

ただ、この団体補助金については必要度を、これも含めて、従来あった補助が現在までつながってきているものもありますし、新たに起きてきているものもありますので、その辺の見きわめをしていかなきゃならない、これも時期に来ているだろう。ですから、必要なものはつけなきゃいけないでしょうし、これは時期を終えたというものについては、これは削減をしなきゃならない部分になるのかなと思います。

ですから、次年度以降その辺を含めて、この新たな見直しの中で、特に負担金については会員等の脱会も含めて考えていきたいと思ひますし、負担金補助については緩急をつけた中で、実態に合わせた、即応した負担金補助としての経費の計上ということを考えていかなきゃならないというふうに考えております。

委員長

3番。

3番

上部団体については、言われたように、上部団体、別に遠慮することないと思うんですよね。それは財政を預かる方としては実効が上がるように、おっしゃったようにきちんとやって、16年度は成果を上げていただきたいというふうに思ひます。

それから、補助団体の補助なんですけど、補助金を支出する際に何か具体的な審査というか、審査に必要な書類とかそういうものが必要なのかなのか。かなり厳しい、こういうものを出せ、ああいうものを出せという求めがあつて、団体によっては嫌がらせかなというふうにも受け取りかねないようなこともあつたようですが、その点はどういうふうになっているんですか。この補助金を支出する際に、具体的な補助を受ける団体側として。

委員長

行財政課長。

行財政課

これについては各担当課で進めていることでございますけれども、全体的なことということで私の方からご答弁させていただきますけれども、基本的には予算、決

算含めてつけていただきまして、それを申請をしていただくというのが基本的な形になってございます。それについては、総務の方で補助指令という形で許可が出てまいりまして、それで要するに交付をしていくというシステムになっております。

委員長

3番。

3番

それは、団体は一樣な措置がとられるわけですね。

委員長

行財政課長。

行財政課長

委員おっしゃるとおりでございます。

3番

いいです。

委員長

いいですか。

他にありませんか。教育振興費です。

(なし)

委員長

なければ進めます。

4目教員住宅費、5目就学奨励費。

6番。

6番

ここで奨学資金の貸し付け制度というのがあるんですね。これは内容は現在どういうふうになっているんですか。この総合計画、積立金 1,000円なんだわ。この内容についてお知らせ願いたいんですよ。

委員長

教育委員会管理課長。

教委管理課長

奨学資金の関係についてお答え申し上げたいと思います。

今年度の予算 1,000円につきましては、これは奨学資金の運用に伴う預金利息の分を、その分を充てるという意味で、その分を予算計上させております。

現在の積み立てについては、2,400万円になってございます。現在運用している部分につきましては、大学が月額2万5,000円、専門学校が2万5,000円、それから高等学校が1万2,000円というような形で現在運用を図っているところでございまして、現在のところ奨学資金の要望につきましては、今のところこの基金の範囲内で運用ができていますということでございまして、今のところ基金の不足なり、そういった状況にないということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

6番。

6番

今、少子化という本当に大変な時代に入っているわけですね。一番のネックにな

っているのは教育費なんですね。厚岸から札幌の私立大学なんかに入學させたら、4年間で1,000万円以上かかるんですよ。大変な時代ですね。

この奨學資金の貸し付けということ、2万5,000円ですね、大学。これもっとPRする必要あるのでないですかね。教育費というぐらい、かかるものないんですよ。大学を出たから絶対いいところに入れるよなんていう時代ではないですよ。けれども、親としてはやはり大学は4年制大学ですね。就職させると。男の子であればですね。そういう時代ですから。

このPRの仕方というのは、全然、奨學資金制度はこういうふうになっていますよということを町報あつけしにも出したことありますか。PR不足じゃないですか。その辺どうなんですかね。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

奨學資金の貸し付けのPRのご質問でございますけれども、中学校の方には各学校を通じて、こういった制度がありますので、子供たちなり保護者に利用していただきたいということは説明をしておりますけれども、全町的には広報で1回ぐらいというようなことのPRしかされておられませんので、今後、全町民に奨學金の貸し付け方につきまして、いろいろ工夫を凝らしながらPRに努めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

6番。

6番

私たちも男の子を大学へ入れてきたわけで、そういう体験から、あの当時も奨學資金をお借りして随分助かっているんですね。そういう体験上から、この厚岸町で奨學資金の活用というのを知らない人が多いのではないのかなと、父兄の方がですよ。そういう気がしてならないんですね。

ですから、こういう制度がありますから、2万5,000円お借りしたって本当のあれでありますけれども、本当に助かるんですよ。本当に助かるどころの騒ぎでないんですよ。ですから、もっとこういう制度がありますよというのをきちっとPRをしていただかないといけないのではないのかなと。

この第4期厚岸町総合計画の中に書いているの、たった1,000円だ、積立金。これはもう本当に名目上で、ただそういう項目だけ書いているにすぎないんですね。

現在、厚岸町で奨學資金を活用されている人数というのは、どのぐらいのあれになっているんですか。内容についてお知らせ願いたいんですよ。

委員長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

現在の奨学資金の活用状況のご質問でございますけれども、14年度でお話しさせていただきますと、大学の新規の方で3人、それから継続で5人の計8人、これが大学・短大関係です。それから、高校の方では新規が1件の継続が2件で計3件ということで、合計、合わせますと11件ということ。これ14年度の実績になります。

現在の資金を運用している残高につきましては、500万円をちょっと切りまして488万円で現在のところ運用しておりますけれども、こういった中では、奨学資金を利用したい方の要望には今のところこたえられるのかなと思っておりますし、また、こういった活用のPRといえますか、お知らせにつきましては、ご質問者のお話にありましたように、こういった制度を活用していただくべく、中学校あるいは高校の方にも、町の方ではこういった貸し付け制度で行っていますよというふうなことでお話しを申し上げて、できるだけ多くの皆さんが活用できるようにPR活動に努めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

いいですか。

6番。

6番

いや、本当に何というかな、いろいろな今、サラ金みたいに貸し付けているところあるんですよ、たくさん。そういうところから借りて、循環して回転してそっちへ回すと。私らは恥ずかしながら、そういうつらい思いをしてきたわけですよ。本当に大変だなと。

それで、この奨学資金は、大学4年生になると大変な、2万5,000円借りてあれしたって、どうにも追いつかないよという月もあるんですよ。それで、もう少しこれ金額をふやすことできないんですか、貸し付け金額、大学2万5,000円。そういうことは不可能なんですか。その点について。

委員長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

奨学資金の貸し付けの月額金額のご質問でございますけれども、これはご案内のように大学あるいは高校の授業料との絡みがございまして、これまでもそういった授業料等の値上げ等に対しましては、それなりの対応をしてきたわけでございまして、今のところこの月額2万5,000円という部分が実態と合わせてどうなのかという部分については今後も十分調査をして、奨学資金審議会等々の意見を聞きな

	がら対応しなければならない問題だとは考えておりますけれども、現在のところこの2万5,000円なりで極めて低いというような、そういった要望なり、そういった話はちょっと私ども今のところ耳に入ってきておりませんけれども、いずれにしても、今後そういった授業料と比較してどうなのかという問題については調査をして対応していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
委員長	6番。
6 番	そうですね、2万5,000円でも年間何ぼですか、30万円ですか。やはり大きな金を納めなきゃならん月があるんですよね、1年の中に。本当に大変だなと。2万5,000円ずつ借りて、そのお金を貯金しておいて、そのときにどっも行けるなんて、そんな余裕なんかないんですよね。ですから、もう少し金額的に……。 これは統一されているんですか、貸し付け金額というのは。ほかの町村ではどうなんですか。市費とまた町段階では違うんですか。その辺はどうなっているんですか。全部、北海道全域では統一されて2万5,000円だよということになっているの。その辺をお聞かせ願いたいんです。 （「すみません、ちょっと時間いただきたい」の声あり）
委員長	暫時休憩します。 休憩時刻14時13分
委員長	再開します。 再開時刻14時18分
教 委 管理課長	教育委員会管理課長。 大変貴重な時間を費やしまして申しわけございません。 管内の奨学資金の制度のご質問でございますけれども、管内を調べてみますと、大学で高いところで月額3万7,000円とございますし、最低では9,000円という町村もございまして、平均では2万6,000円ぐらいになっているということで、大体2万5,000円というのは管内的には平均な部分になるのかなと思います。 2万5,000円については、厚岸、標茶、あるいは阿寒、これらがこういった金額になってございます。 先ほどちょっと説明不足がありましたけれども、授業料の絡みでこういったことになってございますけれども、広くこういった奨学資金を活用していただきたいということも教育委員会としての一つの思いでございますので、できるだけ厚くする

よりも、多くの方々にこういった奨学資金制度を活用してもらいたいと、このように考えてございますので、やはり今のところ2万5,000円が十分とは言えませんけれども、こういった金額で運用していくというのが、これが現在考えている制度でございすけれども、今後は十分管内的な部分、奨学、それから授業料の金額の問題、あるいは貸し付けの制度をたくさんの方に利用していただくと、そういったことを総体的に考えながら、この奨学資金制度について取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

6 番 いいですよ。

委員長 いいですか。

就学奨励費、他にございせんか。

(なし)

委員長 なければ進みます。

6目スクールバス管理費、2項小学校費、1目学校運営費。

8番。

8 番 ここで伺いたいんですけれども、需用費の中で、これは小学校、中学校にも共通していることなんですけれども、燃料費と光熱水費との区別の内容についてお知らせいただきたいと思います。

委員長 教育委員会管理課長。

小学校と中学校の光熱水費と燃料費のご質問ということでよろしいですか。

教 委
管 理 課 長

15年度当初予算に今回計上をお願いしておりますけれども、まず電気料につきましては、小学校、中学校合わせまして3,239万2,000円であります。

それから、水道料につきましては、小・中学校合わせまして384万3,000円の予算計上をしております。今年度から本町側の方で一部下水道の方の管につながりますので、その分を見ておまして、これが69万5,000円予算計上しております。

それから、学校の燃料でありますけれども、これにつきましては小・中合わせまして1,030万9,000円ということでございます。

これら光熱水費と燃料費を合わせた合計が、今年度当初予算では4,723万9,000円を計上をさせていただいている内容でございます。

委員長 8番。

8 番 これで金額についてはわかりましたけれども、いわゆる燃料費と光熱費、これと

の区別。燃料費というのは、どういうふうに使っている燃料費なの。例えば太田中学校の場合、あそこはすべて電気暖房ですよ。そこに燃料費というものもあるんですよ。この燃料費は、どういうところに使っている燃料費なのか。この内容についてちょっと。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

ただいま申し上げた燃料費につきましては、あくまでも学校の暖房用の燃料費ということでございまして、学校によって暖房の方法が違います。まず、電気暖房を取り入れている学校につきましては、厚岸小学校、厚岸中学校、それから太田中学校の3校でございます。これらについては電気暖房でありますから、燃料費の方はかからないと、必要ないというふうになります。

それから、そのほかの学校につきましては、真竜中学校が重油を使っている暖房でございます。それから、それ以外が灯油を使っている暖房というふうになります。ただ、高知小中学校については、重油と灯油の両方使っている暖房というふうになります。

そんなことで、学校間によって燃料費、電気暖房を使っている学校については電気料の方がかさんでくるということでございますし、電気暖房以外については、燃料費の方で灯油なり重油の方の消費量の分を予算計上させていただいていると、こういう内容でございます。

ご質問の太田中学校の部分でありましたけれども、今言った学校の暖房以外にも、一つには草刈り機のガソリン代とか、あるいは校舎の給湯器の、プロパンガスを使っていますので、そういったプロパンガスの消費量といいますか、その分を予算計上させていただいている内容でございます。

委員長

8番。

8番

そうすると、厚岸小学校は電気暖房で、今ここに燃料費というのは13万何がし載っていますよね、厚岸小学校の場合。そうすると、草刈り機であるとか、何かそういうものに使う燃料で、全然暖房には関係ないわけですよ。そうですか、わかりました。そういうものに使う燃料費だ、そういうふうに理解していいわけですね。わかりました。

委員長

いいですか。

3番。

3 番	燃料費、光熱水費については、今お尋ねもありましたのでね。 最初にお伺いしたいのは、学校徴収金の父母負担軽減について教育長は執行方針の中で、1人当たりの負担軽減費を増額して学校配当予算に組み込んでいる、こういうことなんです、今年度は幾ら見込まれたわけですか。そして、それはどこに計上してあるんですか。
委員 長	教育長。
教 育 長	父母負担軽減費のお尋ねでございますけれども、平成14年度、小学校 2,600円に対して本年度 3,600円、中学校の父母負担軽減費、14年度 3,200円に対して本年度 7,000 円を計上しております。 なお、この金額につきましては、予算書のそれぞれの学校の需用費、消耗品の中に含まれております。
委員 長	3 番。
3 番	そうしますと、上積みが小学校で 1,000円、それから中学校で 3,800円の父母負担の軽減を図られたということであります。これは例年と比べますと、金額はかなり多いんでしょうね。
委員 長	教育長。
教 育 長	ちなみに、13年度は12年度と同額、12年度につきましては小学校で 2,500円、中学校が 3,000円、11年度についても小学校 2,500円、中学校 2,800円というふうに推移してきております。
委員 長	3 番。
3 番	それで、前々から言っておりますように、今回もこの議会の前に一定の資料もお願いしたんですが、例の食中毒の事件なんかありまして、なかなか思うように仕事を進められなかったというふうに考えておりますけれども、もう少し具体的にお答えいただきたいんですが、例えば消耗品で今言われましたように上積みをなさっておられますが、それぞれの学校の消耗品費を見ますと、厚岸小学校、それから真龍小学校、尾幌小学校、高知、片無去のそれぞれの小学校については減額予算になっておりますし、それから中学校については、上尾幌、尾幌、高知、片無去というのが大体減額になっております。ただ、生徒の数とか変動がいろいろありますから、そういうことも影響しているのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

委員長

教育長。

教育長

委員おっしゃるとおり、学校割、あるいは生徒の人数割というふうな部分でそれぞれ違ってきているわけですが、今年度、学校配当予算につきましては、できるだけ実勢予算に近い形で出せないかというふうな部分、学校と協議した経緯もございます。

その中で、従前ですと、長い間、配当予算として節を持っていながら、ある一定の時期、あるいは例えば12月の時期に、補正予算の中で学校の要望の中で消耗品にかわってしまっているというふうな運用の仕方というのは一部あったかと思うんです。その形は結局は消耗品に行っていないかと。実際に今まで計上している節は何年間も使われていないケースもあったんじゃないかというふうなあたりを学校とも協議する中で、しかも、結局配当予算があって、それを補正をかけることによって幾らでも消耗品に回してしまうという体質はやはり改善しなければならないのではないかと。役場の中でもいろいろな消耗品については、本当に最低限度幾らでできるんだ、裏紙も使って事務しているわけですから、その辺の部分も含めて学校側についても考えていただきたいと。

そしてもう一つは、配当予算の中で今までやってきたことによって、例えば学校割でいきますと、例えば10万円以上の備品は小さい学校にとっては何年たっても買えない。なぜなら、その金額に満たっていないわけですから。それではやはり逆の不公平という部分も出てくる。そんなものも含めて、どうしても必要な備品については、違う科目でもって必要なところへ振り分けていこうと。ですから、今までついていた大きい学校だから毎年この金額ついているという部分も、今年見直しをかけています。

その中で、この父母負担軽減費なんですけれども、これができた当時、当然学校側に、この費用については公費負担ですよ、そして、お母さんたちに負担してもらうのは基本的にはまずこういうものですよというのがはっきりしないと、何が父母負担軽減費なのか何年間もやっていくうちにわからなくなってくる。ですから、テストを入れているところもあれば、そのテストは公費で見ているところもあったりという部分も一部あったように思います。

ですから、今年につきましても、ある意味で原点に戻って学校側に、これだけ父母負担軽減費が町から出されています、この父母負担軽減費では何と何を充当して

軽減していますというところを、もう一度学校側にも原点に戻って、はっきり父兄にわかるような形で提示してほしいというふうな話し合いをしております。

委員長

3 番。

3 番

かなりこういうふうに学校の配当予算に組み込んで消耗品費に繰り入れると、そして父母負担を軽減するという形は、当初から今言われたようにとられていたと思うんですが、必ずしも目に見えるものではなかったのではないかと。それから、父母にとってみれば、そうは言われても実感として感じないという面が多かったのではないのかなというふうに思うんですね。そういうことで何回かお尋ねをしているんですが、必ずしも明確な答弁が返ってこなかったというのが今までであったというふうに思うんです。

それで、今、教育長お話しになりましたけれども、もともと最初の話は、当然公費で見なきゃならないやつが P T A の予算で見られるとか、そういう形があったんですね。そういうことを是正するのにということで申し上げて、この制度が始まっていったと思うんです。今お聞きすると、かなり上積みをされてきておられるわけですから、今度は例えば、これは消耗品費ですから、例えば用紙を買う方に振り向けられるとかいろいろあると思うんですが、そういう具体的な面で父母がなるほど父母負担が減ったなというふうに実感できるような措置になったとお感じでございますか。

委員長

教育長。

教育長

今ご質問者おっしゃられたとおり、父母負担軽減費と毎年明示している割には、先ほど言ったような、これって本当に個人が負担しなければならないものかというふうなものを入れられていたりする。そしてまた、学校によっても随分、父母負担軽減しているものが違うんです。

ただ、一つには、考え方自体は、学校のある程度の自主性というか、独自性というのは必要なのではないか。ある学校では、今までも父母負担軽減費で賄うんだと。逆に言うと、父母負担軽減費をふやしてくれば、そういう個人が持つ教材部分を多く買えると。それは一つの学校の考え方だと思うんです。学校の方針として、父母負担軽減費で間に合うだけの教材でやると。あるいは学校によっては、学年によっては、1 万何千円という高い金額を取っているところもあります。できるだけ父母負担の部分は基本的には減らしてほしいというふうな願いはいたしております

	けれども、その中でも今回 7,000円という金額、 3,600円という金額の中でできるだけやっていただきたいという部分も学校側の方には伝えていきますし、何を父母負担軽減するんだと。その中ではもう一度改めて学校側にも、父母負担軽減の基準についても統一的な考え方を学校側と持って、父母にお知らせしていきたいというふうに考えております。
委員 長	3 番。
3 番	教育長は余り細かいことまでお答えにならなくてもいいと思うんですが、学校によって例えば学級費とかいろいろ、私も子供も孫も釧路ですし、そばにいないものですから、よくわからないんですが、学校でいろいろな名目で父母からお金をもらうと、取るというかね、があると思うんです。学校によっていろいろ違うと思うんですが、どんなものがあるんですか。学級費であるとか、あるいは教材費であるとか。
委員 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	学校徴収金と言われる部分で、各保護者の方が負担している部分のご質問でございますけれども、学校によって大分いろいろ状況が異なっておりますけれども、今もある学校の部分につきましては、その他の教材ということで、粘土セットですとか、縄跳びですとか、それからカスタネットですとか、算数セットですとか、あるいはお道具袋 ― 道具を入れる袋ですとか、名札ですとか、連絡用のビニール袋、こういった部分を負担してもらっているところもございます。あるいは、入学式の写真と言われる部分も入っている学校もございます。 先ほど教育長からもいろいろな説明がございましたけれども、そういったことで、やはりこの父母負担軽減の基準というものを教育委員会もいま一度きちっと整理をして、この部分で学校の方にもその基準を説明をして、今後、父母負担軽減の予算を十分生かせるような形で予算執行していただきたいというようなことで今年度予算編成時から考えてございますので、新年度以降、そういった考え方のもとに学校ともいろいろ協議をしながら取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。
委員 長	3 番。
3 番	今、カスタネット代とかというのもありましたよね。例えば、それが 1,000円するものが今度の上積みによって 500円で済んだとか、そういう形であらわれれば一

番いいわけですね。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

結果的にはそのような形で進めるわけでありますけれども、やはり教材なり、そういうものが公費で負担すべきものなのか、あるいは私費で、本来保護者の方が負担すべきなのかといったところの整理をつけておかないと、幾ら予算措置をしても、この辺の整理がうまくいかないため、うまくこの父母負担軽減がなされないというような状況もございますので、そういった区分けについて私どももよく研究をして、統一的に図って、それを学校の現場の方にも説明をして取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

委員 長

3 番。

3 番

財政の厳しいときに英断されて、かさ上げされ、大変その点については敬意を表する次第でございます。

この消耗費の何割ぐらいに相当するんですか。学校で、中学校ですと、これは昨年の4月1日の生徒数ですが、片無去で言えば5人と。五七、3万5,000円ですね。5人ですね。だけれども、それは消耗品全部ではありませんよね。割合としてはどのぐらいになるんですか、これは、消耗品費の。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

お答え申し上げます。

小学校全体でちょっとお話ししますけれども、小学校9校の消耗品の合計が1,502万6,000円になりますけれども、このうち父母負担軽減費は272万5,200円ということで、率にしますと18.1%になりますし、中学校の方の全体では消耗品の合計が1,080万1,000円になりまして、父母負担軽減費の分は323万4,000円でございますから、29.9%ということになります。

委員 長

3 番。

3 番

わかりました。

次に、燃料費と光熱水費の関係であります、昨日出していただいた資料では全体がわからなかったもので……。いや、改めて出していただかなくても結構です。

電気暖房をやっているところは、結局、光熱水費を見ればわかるわけですね。それから、電気暖房をやっていないところは、燃料費と合わせて見れば、大体燃料費と光熱水費がこのぐらにかかっているというのはわかるわけなんですね。

	昨日もこの論議をしましたけれども、何か決まった基準はないようでありまして、新しい建物ができれば大体このぐらいだろう。1年たってみて、これだけかかったから、次の年はこれだというふうな格好でいくようではありますが、小中学校の場合は例えば生徒数を基準にするとかと、そういうものはあるんですか。
委 員 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	光熱水費の予算計上に当たっては、生徒数とか学級数割とかそういった基準では算定しておりませんで、これはあくまでも前年度なりの実績を精査した上で予算計上をしております。
委 員 長	3 番。
3 番	それから、併置校の関係なんですけど、例えば上尾幌小中学校の場合には、光熱水費は上尾幌中学校では計上していないですね。燃料費は4万 3,000円計上しています。これは先ほど小澤さんがお尋ねになった草刈り機であるとか、その他の燃料に使うお金だなというふうに大体わかります。 問題は、それから高知中学校、片無去小中学校ですね。この光熱水費について、小学校分だけ計上して、中学校分を計上しないと。これは予算を組み立てる上で、やはり中学校はこれだけ、小学校はこれだけというふうにするべきではないのかというふうに思いますが、その辺いかがですか。
委 員 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	今年度の光熱水費の予算計上に当たってもそうなんですけれども、昨年度もそうなんですけれども、実は併置校にありましては小学校に予算計上してございまして、実はこの小学校、中学校一緒になった校舎、一体となった建物ということで、この割り振りどうするかという部分については内部でもいろいろ議論はしたんですけれども、何せ建物が一体となっている、そしてそれらの電気のメーターですとか、そういった部分も一緒になってございますので、これを案分してやるとなると、やはり案分の仕方もなかなか難しいだろうし、また事務の経理上も、いろいろ案分するとなかなか難しい面がありまして、そういったことで併置校につきましては小学校の方に予算計上をさせていただいた内容でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。
委 員 長	3 番。
3 番	わかりました。

それで、私、需用費の全部を抜き出して見たわけではありませんし、役務費であるとか、使用料、賃貸料、原材料、備品購入というふうに分けては見ておりません。ただ、食糧費、これはどこの学校も一律 8,000円なんですよね。どこの学校も一律 8,000 円なんですよ。これはどういうことなんですか。

委員長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

食糧費のご質問でございますけれども、食糧費の配当につきましては各学校一律 8,000 円ということで予算を計上させておりまして、これらについては行事等に伴う食糧費ということで、あるいは来客のための茶菓子代というようなことでご理解をいただきたいと存じます。

委員長

3 番。

3 番

食糧費って何なんですか、一体食糧費というのは。食糧費の定義から。

委員長

教育長。

教育長

食糧費、通常は会議等の昼食代等が普通の場合多いですけれども、学校の場合は昼食代ということではなくて、行事等があったときの茶菓子代、あるいはそういうふうな会議等のお茶菓子代ということです。学校規模によるというよりは、学校規模が違ってても行事の数は一緒ですし、運動会あれば父兄の方々が集まってきてお茶菓子を出すということです。大きい学校に 3 万円、小さい学校に 3,000円というわけにはいかないかなという中で、一律 8,000円ということで計上させていただいています。

委員長

3 番。

3 番

私は、それは現実的でないと思うんですよね。厚岸小学校は、これは平成14年 4 月 1 日現在でございますが、4 月 1 日現在 271人、真龍小学校が 348人、少ない学校は上尾幌小学校が 8 人で、それから高知、片無去がそれぞれ11人です。中学校だって、一番多いのが厚岸中学校で 205人、真竜中学校は 198人、上尾幌中学校が11人、高知中学校が 7 人で、片無去中学校が 6 人と。これだけの生徒の数が違うから、行事で来る人もイベントで来る人も違うと思うんです、私は。どこもみんな 8,000 円だ、これはちょっとおかしいのではないかな。

委員長

教育長。

教育長

基本的には余り食糧費というのは、こういう時世の中で減らしていきたいというふうな気持ちはもちろんあります。ただ、おっしゃいますけれども、運動会の来賓

	用のテント、小さい学校も大きい学校も同じぐらいのテントで、いらっしゃるお客さんもそんなに変わっていらっしゃらないと。地域に行けば地域に行っただ、お子さんいらっしゃらなくても、自治会長さんもいらっしゃいますし、来賓の方はやはりいらっしゃるわけですから、そのときのお茶菓子代がそんなには変わらないのではないかなというふうに考えての計上でございます。
委 員 長	3 番。
3 番	学校に来客があったとかですね、行事でなくても、お茶を出したり、場合によってはお茶菓子あたり出したりする、そういうお金は入るのでないんですか。
委 員 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	もちろん、そういった経費もここに含まれるものと考えております。
3 番	そうしたら、だんだん前提が崩れたのでないかい。
委 員 長	3 番。
3 番	余り続けようとは思いませんけれども、そういう経費もあると思うんですよ。別にテントの中で人数が同じだからという論法だけではなくて、学校に来る来客の数だって私、違うのでないかと思うね。それはそれで押し通すというのは、いいですよ、それはそれで別に。悪いことではないですから。別にこだわることもないんですけれども、それが実態に即しているのであればいいですが、各学校でほかの費用が足りないから、食糧費 8,000円だ、こっちから持ってくるか、消耗品費から引っ張ってくるかとか、あっちから引っ張ってくるか、こんなことになっていないですか。
委 員 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	食糧費に関しましては、私どもの一般的な事務の方もそのとおり、各学校の方につきましても、昨年もそうですけれども、8,000円以内でいろいろな面、工夫を凝らして、ぜひこの範囲内でやってほしいということで学校の方にはお願いを申し上げてございますので、これからについてもそういった形でお願いをしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員 長	3 番。
3 番	財政課長、町長部局では食糧費を組むのに、どういうふうな考えで組んでいますか。

委 員 長	行財政課長。
行 財 政 課 長	基本的には、お客様に対しての部分についてはお茶ということで、業務的に接待用として使用しているというのが実態であります。ですから、今この 8,000円という配当予算のお話だというふうには思うんですけども、いずれにいたしましても、ここの部分については華美になるべきものではないでしょうし、ただ、適正に人数割含めて配分というんですか、お客様の状況によってはお茶程度のものは、これは接待としてあるべきものというふうに思っております。
3 番 委 員 長	町長部局も調べてみなきゃだめだな。いいです。 いいですか。 休憩いたします。再開は3時半といたします。休憩時刻 1 5 時 0 0 分
委 員 長	委員会を再開いたします。再開時刻 1 5 時 3 0 分 1 目の学校運営費、他にありませんか。 10番。
1 0 番	今、学校徴収金の問題が出ておりましたが、学校徴収金という名目になるかどうかかわからないんですが、父母の負担ということでお話しさせていただきますけれども、委員長すみません、小学校、中学校全部混ぜてしまいますので勘弁してください。
委 員 長	はい、了解しました。
1 0 番	ある学校の話なんですけど、今年6月ごろには修学旅行がある。そうなりますと、また中学校ですと五、六万円かかりますか。小学校ですと、もうちょっと安いでしょうかね。そのぐらいの経費がかかる。それで、そのほかにもみんな、華美ではないにしても小ざっぱりした格好して子供たちは来ますから、うちの子供だけよれよれのものを着せるわけにもいかんというような親心が働きまして、表に出てこない負担も結構あるようです。それが余り華美になってしまうと、また別の問題ありますけれどもね。 そういう中で聞きますと、12月ころかな、修学旅行をするための予行演習みたいなことがいろいろな名目で行われているようです。一泊旅行のようなものが。それで、その学校では阿寒でスキーをやったんですね。ここからバスで、バスももちろん教育委員会のバスではなくて、民間のバスを仕立てまして阿寒まで行って、立派なホテルに泊まって、スキーをして帰ってくると。

スキー用具一式を持っている子供は皆無のようでしたね。だから、全部向こうで用意したものを借りるわけです。それから、指導員という人がつきまして、いろいろ教えてくれる。そういう経費も全部入っているんでしょう。それで1万何がし、大ざっぱに言うと1人2万円ぐらいの負担になっているわけです。

これは、たしか体育の授業で行われたんじゃないかと思われます。全員参加ですね。それで、我が家はこの不景気で大変ではありますがけれども、それで何とか負担できない額ではありがたいことにありませんでした。しかし、そういう言い方は大変失礼なんです、経済的には大変で生活保護を受けているような方も学校の父兄の中にはいらっしゃると思います。そういうところも全部やはり負担をして一人残らず行っているわけですから、その家計の大変さにかかわらず、やはり親は無理してでも出していると思います。

余りこれがどうのこうのということを言いますと、学校の教育内容の自主性を損なってはうまくないというふうにも思われますので、そのあたりなかなか私の方も言葉を選んで言わなきゃならないとは思いますが、ただ、今の非常に景気のよくない時代、そしていろいろパートに出ている主婦は、そういうものがなくなって家庭に戻るというのが多いとか、いろいろな話も聞いております。そういう中でその必要性とかかるいわゆる負担ですよ、その間の相関関係というものを考えたとき、阿寒まで行ってどうしても子供たちにスキーをやらせなければ学校の授業が成り立たないというふうにはなかなか思えないという声が、そういう父母の間にも結構現実に出ておりました。そのあたり教育委員会はつかんでいらっしゃいますか。

委員長

教育委員会指導室長。

教委
指導室長

私の方から各学校のいわゆる旅行宿泊的行事の実態だけちょっとお話ししたいと思いますが、学校さんによって多少異なりますけれども、小学校の場合には、5年生が1泊2日の町内はキャンプが、校内キャンプですね、これが非常に多い状態になっております。それから、小学校の6年生では1泊2日の修学旅行になってございます。

中学校におきましては、時期がそれぞれ若干異なりますけれども、2年生で1泊2日の宿泊研修というふうになってございまして、ご質問ございました学校については、私ちょっと行事を見てみましたら、夏の宿泊研修を行っておりませんので、恐らくそのスキーを実施している1泊2日は、他校で行っている2年生の宿泊研修と

いう形で行っているのではないかというふうに考えてございます。

あわせて、中学校3年生は3泊4日の、ほとんどの学校、道央方面ですけれども、修学旅行という、以上の旅行的行事を行ってございます。

私の方からは以上です。

教育委員会管理課長。

経済的に恵まれない保護者へのこうした校外活動に対する援助の関係でありますけれども、これにつきましては準要保護児童修学援助という形で、小学生、中学生それぞれ、例えば校外活動費の宿泊を伴うものにつきましては、児童にありましては1人 3,470円、それから中学生、生徒につきましては 5,840円という形で、町の方から修学援助ということで扶助費として支出をしているところでございます。

10番。

要保護、準要保護という適用を受ける方は、最も極端な例ですよ。そうでなくても、我が家にしたって苦しいんですよ。苦しいところは大人なり小なりありますよね。だけれども、昔、私が子供のころ、年寄りはいいましたよ。親はわらでもって髪をとめているけれども、娘にはパーマをかけているとね。これが親心というものでしょうね。だから、こういうことは無理してでもやはりやりますよ。文句は言いません。なかなか自分の子供が喜んで出ていくそのことについて親の方がとやかく言うことは、まずありませんですね。だから、どうしても学校というところはそういう声が、先ほど開かれた学校の話もありましたけれども、なかなか目に見えない、耳に聞こえないという部分が多いかと存じますが、やはり世の中が非常に不景気で、皆さんそれぞれに生活に対しての労苦が強くなってきているというような現状の中で、どのように費用対効果を上げるのかというようなことについては、やはりより一層神経を使ってほしいというのは、これはもうどの親御さんも望むところだと思うんです。

たまたま今、一例を挙げましたが、それが決してよろしくない、そんなものはやめてしまえとか、修学旅行はもう全廃した方がいいとか、そういうことを言っているわけではないんですよ。ただ、果たして父兄との間に、どうしても今年はもう無理してもこれをやろうというような合意形成があってやったものかどうか、そのあたりは甚だ心もとないですね。そういうことを含めて教育長どのようにお考えでしょうか。

委員長

教育長。

教育長

たまたまの例ですけれども、この件については私の方も承知はいたしております。その中で学校ともお話しした中では、高校に上がってスキー学習がある高校も多いと。その中で、中学校で一度そういうふうな指導をしていただけないかというふうな希望が父兄の中からもあったというふうに聞いております。

ただ、それが父兄全体の中のご意見であったかと言われると、実際にそういう父兄会とかに出席された中のお一人、何人かがそういうふうなご希望を言われたのかなと。そのような形で今回行われたのではないかなというふうには考えております。

ただ、今、スキーに限らずですけれども、大変スキー場が厳しい。これは不景気の中で、特に若年層がスキー場に足を運ばなくなっているんだというのを、この間テレビの報道でやっておりました。それだけやはり一般的にもスキーというのがちょっと高い娯楽というか、スポーツになっているのかなと。その中で学校教育の一環として指導していくという上で、スキーに限らずですけれども、そういうふうなものを含めて、先ほども3番委員さんに言いましたけれども、できるだけ個人負担の少ない中で基本的には義務教育としてやってもらいたいという気持ちは教育委員会の方にありますので、学校の自主性を尊重しながらも、そこら辺の教育委員会の意図を各学校には伝えていきたいと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

10番。

10 番

あえてくどくは申しません。要するに、先ほど言った開かれた学校ということの意識の変革というのは、こういうところにも及ばなきゃならないと。今時分の学校のある地域はどういう状況なのかというのが見えなければ、これは開かれた学校として言えないですね。そういう問題の一環だと思います。

それで、もう一つお聞きしますが、真龍小学校の改築ということが執行方針の中に出ておりました。その中で、新しい学校が地域コミュニティーの拠点としての機能を果たすんだというような、役割を果たすんだというお話が出ておりましたので、ちょっと私の方は建物がどうこうというよりは役割の方でお聞きするので、運営費でお聞きするんですが、そういうことで、どういう構想をお持ちなのか。

この前の予算の中では、私はこれは、こういう基本的な考え方もあるんだと思って読んでいたら、真栄集会所を併設するんだというような話がポンと出ていまし

たけれども、ここで言っているのはそういう意味というふうに受け取っていいのでしょうか。

委員長
教育長

教育長。

真龍小学校の改築に関してでございますけれども、この件については、もちろん教育委員会としても念願の改築ということで、17年度に開始したいということでございます。

まず、確かに財政が厳しい中ではありますけれども、これからの一つの学校のあり方というものを示していける学校にしていきたいというふうに考えております。というのは、社会教育的な要素ともちろん学校教育的な要素の連携、これはただ施設的な面で一緒に使えるから安くなると、もちろんその効果もあります。ただ、それだけではなくて、地域住民と児童がどういうふうにかかわってくるのかという問題であろうかと思うんです。

というのは、全国各地でいろいろな社会教育活動を学校内で行っている実例がございます。そういうのを見ていきますと、例えば大正琴の教室を学校の中で高齢者が弾くと。それを聞いていて、子供たちが私も習いたいと。そうしたら、教えてもくれるし、学芸会に高齢者の方も参加して演奏会をやるですとか、あと陶芸の教室があつて、展示会を学校で開くことによって、子供たちもつくりたいと。今度は社会教育で使っている人たちが講師になって日曜日に陶芸教室を開くですとか、そういうふうな地域的な結びつきがどんどんいろいろなところで実例が出てきています。

今、厚岸町を見たときに、そういうふうな社会教育的な公民館活動、あるいは生涯学習のそういうふうな活動が残念ながら盛んだとは私は言えないのではないかと、いうふうに考えておまして、今回の真龍小学校改築に当たって、もちろん費用的な面でございます。ただ、これはできるだけ学校施設との併用という中で学校施設の補助金の方にどれだけ盛り込めるかというのが、一つには一般財源苦しい中での問題になってこようかとは思いますが、そこら辺を視野に入れる中で地域住民と学校とのかかわりというのを今回の真龍小学校の中で考えていきたいという内容でございます。

ですから、ある意味で言うと、高齢者の方が例えば学校に来てお茶を飲む、あるいはお茶をたてる、お花をする、そういうふうな活動も子供たちとの交流の中では必要なことでもあるでしょうし、実現できれば、とてもすばらしいなというふうな

気持ちを私自身も持っております。そういうものを含めて、15年度には教育政策担当という部署を置きましたので、そこを中心に学校をどのような学校にしていくかというあたりを、住民と話し合いを深めていきたいというふうに考えておりました。

ですから、逆に申しますと、一地域の集会所というのが学校施設として適当なかどうか。もうちょっと広い意味で言うと、最低学校区の社会教育施設でなければならないし、もっと言うと、町内全体の社会教育的な活動の拠点となっていくあたりを私自身は視野に入れて考えております。

委 員 長 10番。

10 番 今の話を聞いていますと、先日の話とは大分違って聞こえるんですね。真栄集会所を学校に入れるという話は町民課の方で言ったと思うんですが、それは教育委員会と打ち合わせた上でのそういう構想だったんですか。

委 員 長 教育長。

教 育 長 以前から住民の要望の一つとして真栄集会所についての要望というのは、ご意見としてはこちらの方でも伺っております。ただ、うちの方としては全体のそういうふうな住民との協議をまだ持っておりませんので、その前段としてのご意見として伺っております。

委 員 長 助役。

助 役 この3カ年の実施計画を策定するに当たって、地域から要望が出ております真栄地区集会所の取り扱い、それから、あわせてこの真龍小学校の改築事業に関して、先ほど教育長から答弁がありましたように、真龍小学校の改築にあわせて地域コミュニティ的な施設も併設したらどうかというような話がございまして、それらをあわせて平成15年度1年間かけてこの協議をしまいたいということで、先日も答弁をさせていただいております。

これが今、教育長が答弁しましたように、単に真栄地区ということだけではなくて、もっと広いコミュニティ施設というものをできるかどうかもあわせて、それから財源的な問題もありますので、その辺も総合的に考えて、1年間かけて検討しまいたいと、そういうことでございます。

委 員 長 10番。

10 番 私も、そのときは私が質問者じゃなかったからと言われればそれまでなんだけれども、そういうことではない議会の議論として私も聞いていたんだけど、この

前のときには今の話と違いますよ、答弁の仕方は。真栄集会所を持っていきたい。そして、管理についても問題あるし、検討したいと、こういう言い方でしたよ。今のとは大分違いますよ。だから、そのあたりこれから検討するのは検討するでいいけれども、やはりそれぞれの部署の連携がきちんとした話が出てこなければ、一課、一係の思いつきがそっちの方の担当でもって答えるときにはポンと出てくる、今度こっちに聞くというと全然違う構想があるというのがポンと出てくるでは、今、私がこれ聞かなければ、議会の方では、なるほど、このところに書いている地域コミュニティ云々というのは真栄集会所が併設されることなんだというふうに、これは誤解か理解か知りませんが、いうことで終わってしまいますよ。そのあたりやはりきちんとした、こういうものをやるのであるならば……。

今の教育長の構想であると、非常に教育委員会は学校だけ考えていると、あるいは集会所をつくる方は集会所だけ考えていると、あるいは社会教育は社会教育だけ考えているというようなものではなくて、もうちょっと広くやっていこうというわけですから、その発想は町として非常に私はいいいと思うんですけども、それならそれで、やはり関連するところがきちんとした意思の形成をしながら話をしていかないと、その前段階でまだ打ち合わせもしていないような話がポンポン決まったかのごとくに、あるいはこういうふうに走るんだという方向として出されると、ちょっと答弁を聞いている方は混乱をいたしますので、その点よろしくお願いしたい。

助役。

誤解を招くような答弁があったかもしれません。その点についてはおわびを申し上げたいと思いますが、さきにご質問があったのは、真栄地区集会所を今後どのようにするかというご質問を受けて、その対応策の中の一つとして、その真龍小学校の改築事業がありますよというご説明を申し上げたところであります。

その際も申し上げましたが、例えば真栄地区全体の方々が集会所で使っているところ、これはひとつ真竜地区集会所だけではなくて、ほかの改善センターでありますとか、それから役場の会議室でありますとかというところでも使用している実態があります。それらもあわせて、この真龍小学校の改築事業にあわせて、この1年間、どうあるべきかということを検討をさせていただきたいという答弁をさせていただいております。

ただ、今、教育長の答弁の中にありました全町的なものというふうなことについ

委員長
助 役

でも、どういうあり方がいいのかということは、今後さらに教育部局あるいは町長部局ともよく相談をしながら、どういうあり方がいいのか、それからどういう財源確保ができるのかというようなことも、さらに詰めていかなければならない部分がまだ残っているというふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

委員長

10番。

10 番

いいんです。いろいろな考え方が出てくるのはいいんですよ。ただ、もう執行方針の中で、この学校は地域コミュニティの拠点としての役割を果たそうということを考えているんだということが出ているわけでしょう。そうすると、これは当然教育委員会としての基本的発想をうたっているわけですよ。そのときに片方では真栄集会所をそのところへ持っていこうかどうしようかということであれば、これは教育長がさきに説明した基本的発想とちょっとぶれるんじゃないですか。だから、それであるならば、そういう説明があつて、きちんと言わなきゃだめだということですよ。

これは、真栄町の真栄集会所を持っていこうという問題と、先ほど教育長の方から出ていた地域コミュニティの拠点という話とは合わないでしょう。だから、まだすり合わせはしていないんだけど、町民課としてはここまでやりたいんだというのであるならば、そういうふうに言わなきゃだめですよ。それを、真栄集会所の話が出たから、真龍小学校にあわせてやろうと思っているんだと、そのところへ持っていきたいんだと。しかも、管理の問題まで言っていた。ということになれば、聞いている方としては、教育委員会とそういう話をして、こういうことなんだろうなというふうに思うのは当たり前じゃないですか。

委員長

助役。

助 役

なお、教育委員会の方と調整をしなければならない部分というのはたくさんございます。ただ、真栄地区というところでご質問を受けて、そういうご答弁を申し上げておりますけれども、真栄地区集会所そのものも、真栄町の方々だけが使えると、独占的に使えるという施設ではございません。この真龍小学校に今併設を考えているコミュニティ的な役割を持った施設、集会所的な施設というものは、当然町内のほかの地域の方々からの利用もあり得るわけでありまして、それらもあわせて、どういう施設のあり方がいいのか、どういう利用の仕方がいいのか、あるいはどう

いう管理のあり方がいいのかということもあわせて今後調整をしていかなければならないと、そういう意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

10番。

今のお話を聞いていると、どこまでも真栄集会所に軸足があつて、そこからちょっと広がろうかというふうにしか聞こえないんですよ。真栄集会所だって、真栄町以外の人も使っているでしょう。だから、全町的なものなんだという言い方では、今の教育長の方の言っている話と全然軸足が違うんだ。だから、これからすり合わせるならすり合わせるでいいから、やはりそういうようなことをきちんと考えていかなきゃだめですよ。

今、非常に教育長の方からは先進的な話が聞こえた。今までも、全国でもこういうところこういうところがやっているんだというような話だと思うんです。ところが、助役の方で言っているのを聞いているという、いやいや真栄集会所を持っていって、町じゅうでもって真栄町以外の人を使うんだから、全町的コミュニティー云々ということにもそうも違反しないだろうというような式の話と言われると、これは町長部局と教育委員会部局が基本的な発想が全然合っていないなというふうにしか思えないんですよ。

それは、聞いたときは確かに真栄集会所の話でもって聞いたのはわかりますよ。だけれども、真栄集会所について、工事が今年1年待とうというようなこともあるという、そういう意味から言ったのもわかりますよ。だけれども、そのときは、これはまだ教育委員会とはすり合わせ終わっていないけれどもというような一言があつてしかるべきでしょう。そのことを私は言っている。

だから、これからすり合わせるなら、すり合わせるで大いに結構。ただし、今、私がこっちで聞いていたら、基本的スタンスは全然違うなというふうにはしか見えませんが、いかがですか。

町長。

私からお答えをさせていただきたいと思います。

実は、真龍小学校の改築に当たりまして、場所の問題、それから位置の問題、いろいろと議論ありました。さらに、私は政治的決断をいたしました。やはり予算の厳しい中で、いつ地域住民の要望にこたえるべきかという中で、本年、耐力度調査ということにいたしましたわけであります。

その中で、いろいろな議論ありました。やはり新しい時代に合った校舎はどうあるべきかという議論の中で、地域コミュニティーの役割は極めて大きい。それを基本としていろいろな意見がありました。ですから、今それぞれからご意見ありましたような意見があったわけでございまして、そういう中で、この1年間、地域コミュニティーとして真小がどのような位置づけをしていくべきかというまとめをしようということで、いろいろ議論をいたしておるわけでございますので、それぞれの立場違うということではありますが、これは違うわけじゃありません。そういういろいろな意見の中で、これから教育委員会、そしてまた我々の行政とも協議をすることでございますので、真栄集会所を中心にした議論ではございませんので。ただ、改築の時期といいましょうか、真栄自治会等から集会所が狭くなった、老朽化したと、改築を願えないかという要望もあるわけであります。その要望にどうこたえるかという中での一つの議論としてあるわけでございますので、どうか真栄集会所の利用があつて、真小の地域コミュニティーがあるというわけではありませんので、そこはご理解いただきたいと存じます。

10 番
委員長

わかりました。結構です。

いいですか。

他にありませんか。

(「3番、管理費だね」の声あり)

委員長

学校運営費です。

それでは、進めます。

2目学校管理費。

11番。

11 番

学校管理費でちょっとお伺いしたいんですが、今回、厚岸小学校の外壁工事が2,300万円計上されているんですが、これは範囲はどのように行われるんですか。新しい校舎の外壁改修なのか、あるいは旧校舎も随分壊れているんですけども、これについてはどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、学校の除雪機の購入が4校予定されているんですが、現在配置されていない学校はないんですよね。これは更新なんでしょうか。

委員長

教育委員会管理課長補佐。

教委管理
課長補佐

厚岸小学校の外壁の関係で、私の方から説明させていただきます。

まず、対象ですけれども、昭和41年度の旧鉄骨校舎と言われる部分があるんですけれども、これが外壁ALC板なんですけれども、これの全面を一応対象として考えてございます。

それと、全く新しいRCの方の校舎の外壁が、鉄筋のさびが見えてきている部分がありますので、この辺につきましては、一応対象は全面ですけれども、部分的な改修になろうかというふうに考えています。

委員長

教育委員会管理課長。

教委管理課長

除雪機の今年度の整備等の質問でございますけれども、今回の部分については除雪機の更新というふうになります。

委員長

11番。

11番

そうすると、旧校舎については全面的に何だかドリゾールというのを張りかえるということですか。壁全体をすべて取りかえると。

それから、新校舎については、鉄骨が浮き出たようなところを部分的にやるということなんでしょうか。

委員長

管理課長補佐。

教委管理課長補佐

旧鉄骨校舎につきましては、一応対象は全面ですけれども、ただ何せ予算がある程度縮小されてございますので、全面を取りかえるまでには恐らく至らないというふうに考えていますので、この辺につきましては工法の選択その他ただいま検討中ですけれども、支障のないような工法を選択しながら、全面的に取りかえにはちょっと難しいかなとは思っていますので、部分的に切り張りできるようなことができるか、それともそれにかわる新たな工法を見つけなきゃならないかは、ちょっともう少し検討を要するところですが、支障のない工法の選択で、できれば、対象は全面ですので、何とか支障のない改修方法を選択したいなというふうに今現在は考えてございます。

それと、新しいRCの方の外壁ですけれども、おっしゃるとおり、支障のある部分だけの部分的な補修になろうかというふうに考えています。

委員長

11番。

11番

それで補修ができるのかどうかは、私、専門家ではありませんから、わかりませんが、ただ、そのほかに随分あちこち塗装がはげてきていますよね。そういうのも含めると事業費が相当かかるのではないのかなというふうに思うんですが、そ

	ういうのは今回のこの予算の中に入っているんでしょうか。
委 員 長	管理課長補佐。
教委管理 課長補佐	今回計上させていただいているのは、あくまで旧鉄骨校舎の外壁部分、それから新しい校舎の方のグラウンド側のそういう鉄筋の浮き出た部分、この辺ですので、その部分に関しては塗装も含めて考えてございますけれども、その他の部分については、この予算の中の計上にはなってございません。
委 員 長	11番。
1 1 番	そうすると、今、差し当たってやろうというのは、この 2,300万円でやろうということだと思うんですけども、実際そのように、あの立派な校舎でもそうやってかなりあちこち傷みがありますよね。そういうのはきちんと押さえられて、どのぐらい経費がかかるかという見積もりみたいのは出しているんですか。その辺ではどうなんでしょうか。
委 員 長	管理課長補佐。
教委管理 課長補佐	見積もりは当然出してやってございますけれども、工法すべてが予算化できるという状況にはなかったものですから、当然その中では工法自体も変更せざる得ないんですけれども。 今回見てございますのは、鉄骨校舎につきましては約 600平米見てございます。新しく R C の方の部分の外壁の補修につきましては約 300平米見ていますけれども、この最初の 600平米につきましては、当初できれば全面 A L C 板を張りかえたいということで要求してございましたけれども、そういうことにはちょっと満額つきませんでしたので、当然その中で工夫をしながら、工法の変更も含めて考えたいなというふうに思っています。
委 員 長	11番。
1 1 番	いや、今回 600と 300それぞれやろうというふうに言われていますけれども、結果的にさらに事業を進めないと、あの校舎をきちんともたせていくことができなくなっていくと思うんですね。当然もう道路を車で走ってもわかるだけペンキがはげ落ちているところがあるわけでしょう。そういう状態になってきている、そういうものが今回は差し当たってをやろうということなんだけれども、それにしても次の差し当たっても必要ではないのかなというふうに思うんですけども、そういうのはどういうふうに見ているのかということをお聞きしたい。そのためにどのぐらい

お金がかかるのか。

委員長

管理課長補佐。

教委管理
課長補佐

当然そのようなことになろうかと思います。ただ、これはこの学校だけに限らず、もうすべて維持管理につきましては、やはり毎年必要な維持管理費がかかるというふうに考えていますけれども、なかなか全体の予算枠の中では、それをすべてやっていくということにはならないものですから、これは厚岸小学校だけに限らず、やはりどこの学校も抱えている苦しい正直管理サイドの問題でございまして、これは日々の毎年計上される修繕費の中で何とか運用していかざるを得ない状況下にございます。

委員長

11番。

11 番

だって、あれでしょう、今、補佐がおっしゃっていますように、日々の修繕費でやれる程度のことだったら、当然もう今まであちこち直っているわけでしょう。古い鉄骨校舎のあの外壁だって、ぼろぼろはがれ落ちるようになってきてから何年たっているんですか。去年、一昨年なったわけじゃなくて、それを何年にもわたって、途中で1回ぐらいやったかな、やったことあるかもしれないけれども、それにしたって相当の期間延ばし延ばしで、今回ようやく予算がついたということだと思っんですよ。

だけれども、やはりこのぐらいお金がかかるんだよというものも議会に示しておいてくれないと、議会もなかなかそうだなということにはならないのではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではいかがなんでしょうか。

委員長

管理課長補佐。

教委管理
課長補佐

おっしゃるとおりだというふうに考えてございます。

残念ながら私どもの要求どおり満額つかないというのは、これは常なんですけれども、ただ、今後継続して計画的な改修を粘り強く要望していくつもりではございますので、今回表には出てきていませんけれども、管理サイドとしては十分そのつもりでおりますので、計画的な修繕計画をもう少し詰めて、また明らかにしていきたいなというふうに考えてございます。

11 番

いいです。

委員長

いいですか。

3 番。

3 番	私は、グラウンド整備事業、このグラウンド整備事業は、時期はいつごろおやりになる予定ですか。	
委 員 長	暫時休憩します。	休憩時刻 1 6 時 1 4 分
委 員 長	再開します。	再開時刻 1 6 時 1 6 分
管理課長補佐。		
教委管理課長補佐	時期につきましては、9月、10月になろうかというふうに考えています。	
委 員 長	3 番。	
3 番	あれは冬にやるものでないんですか。	
委 員 長	管理課長補佐。	
教委管理課長補佐	冬にやるものではございません。たまたま今回、厚岸中学校ですか、工事が冬にかかっていますけれども、これは配分の時期の関係でそうなっていますので、できるだけ気候のいい時期に工事はやりたいというふうに考えています。	
委 員 長	3 番。	
3 番	今、話していたんですけども、厚岸中学校は雪が降りしきり中でやっているわけさ。だから、グラウンドというのは冬にやった方がいいんだなと。おかしいのではありませんか、工事のやり方として。	
委 員 長	まちづくり推進課長。	
まちづくり推進課長	調整交付金事業の全体的なことです。私の方からお答えをしたいと思います。が、既にご存じのように調整交付金、一次配分、二次配分、S A C O の配分と3段階に分かれておりまして、今申し上げました太田中学校のグラウンド、一次配分でありましたが、それでも工事にかかるといいますと秋になってしまうということ。で、その年々の事業費の関係によりまして、例えばそういった外の土木工事が真冬になってしまうというようなことも結果としては起きているわけでございます。	
	したがいまして、我々としてはできるだけ早く、そんな条件の悪いときにやらない方向でいきたいと常に考えておりますけれども、予算配分が3段階に分かれているということにおきまして、発注も秋以降にずれ込んでくる、3段階にずれ込んでいくということで、やむを得ないというのが現状になっております。	
委 員 長	3 番。	

3 番 防衛庁の金でやるわけですよ。かなりの額を毎年つけてもらっているわけですが、しかし、建物を建てるというならまだ話わかるんですよ。だけれども、グラウンドを整地するのに雪降りしきの中でやって、雪の上に、雪と泥と混ざって、それでならして何ともないんですか、あれ。いくら金の使い道がそうだといいたって、手直しとか何とかということが出てくるのでないですか。

委員長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 調整交付金事業でやる厚岸町の事業が例えば土木工事に偏りますと、どうしても予算の配分上、例えば道路工事の土工が冬期工事になってしまうというようなことは、その時々状況によって起きてしまうということでもありますので、我々としてはできるだけそうならないようにということは常々考えておりますけれども、現状においては、こちらの財政状況もありますので、例えば土木工事に重点が置かれますと、配分上はやはり冬になってしまうということが起きてくるわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 3番。

3 番 せっかく来る金だから仕方ないというふうなお考えのようですが、これは技術屋さん、建設課とか、あなたも技術屋さんだが、どういうふうにお考えですか。支障ないと思っていますか。

委員長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。

基本的には質問者言われるとおり、現場的な施工でも、やはり冬期工事ということになると、ある面ではコンクリート製品であれば割り増しになるし、いろいろな意味で、それから施工精度もやはり厳しい問題になります。しかし、その中においても、そういう状況の中でもある程度きちとした仕事を施工してもらおう。

当然、ある程度最終的段階で、芝とかそういうような関係については、どうしても春先、手直し関係は出てくる要素は多分にはあります。通常、秋口にすべて完了すれば、そういうものは出てこないですけれども、やはり冬期工事になると、そういう面では若干春先に手直しをお願いする形になる要素もありますけれども、最大限、冬期の中であっても、現場的な施工には十分注意して施工していただくという形で考えておりますので、ご理解いただきたいとします。

委員長 3番。

3 番	この別途手直しをしなければならない。予算措置としては、防衛庁の金を使うわけにいかないから、一般財源から持ち出してやらなきゃならないということになるんでしょう。
委 員 長	建設課長。
建設課長	そうではなく、当然施工状況の中ではどうしても、芝を置いたとしても、春先のメグシだとか、その状況を見た中で、その工事の中でのそういう手直しという形の中で、新たに一財が出てくるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
委 員 長	3 番。
3 番	するとあれかい、二次の手直しについても防衛庁からお金をもらおうと、だから心配ないのだと、こういうことですか。
委 員 長	建設課長。
建設課長	当然、発注工事の中で、どうしても工期的な形の制約を受けてやっていくと、現場的でき上がりの中でやはりそういう問題が若干惹起されるとすれば、当然業者との、発注者と請負者の関係の中で整理つくものであって、新たにその手直し分を補助いただくというようなことではございませんので、ご理解いただきたいと思います。
委 員 長	3 番。
3 番	そうしたら、このグラウンド工事については財源の保留があるんだと、こういうことですね。
委 員 長	建設課長。
建設課長	現在まだ工期中でございまして、これから検定する形になりますけれども、基本的には工事そのものの出来上がりということを私どもの方で確認する形になります。当然、工事発注されている分までの形は整っている形になると思いますし、それに伴って、どうしても根つきが悪いとか、そういう状況がどうしても冬期工事の場合ありますから、それは春先の着生を見ながら、ここはこういうふうに直してくれという形になる。それはあくまでも今年度工事の発注の中での瑕疵の問題でございしますので、ご理解いただきたいと思います。
委 員 長	3 番。
3 番	瑕疵の問題だから、責任は発注者にあるわけでしょう、冬期の発注だから。工

事は請負でやるけれども、余分な手直しをさせられるという場合だってあるわけでしょう。全部業者が持つの、この手直し。あなた工事の中に含まれているというようなことを言っているけれども、どうなんですか。程度を超えたらどうなるの。

委員長
建設課長

建設課長。
お答えいたします。

基本的には工期内での完成をまず第一にももちろんする形になりますし、その中において、やはりどうしても春先になって凍上して、でき上がりが設計どおりのものにいつていないなという形であれば、当然その時点でこの部分はこういう直しをしてくださいという形の中で出てくるという形の中で、あくまでも当然請負の関係の中で、短い工期の中でも、その中で進めるという形で落札されていますので、あくまでも工事工期の中での、その責任のもとの中において施工してもらう形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

3番。

3番

よくわからないんですけども、お金はどうなるのさ、だから。今回の工事請負契約の金額は幾らなの。

委員長

管理課長補佐。

教委管理
課長補佐

すみません、ちょっとお時間いただけますか。

委員長

建設課長。

建設課長

時間を煩わせまして、まことに申しわけございません。

厚岸中学校のグラウンド整備工事ですけれども、当初の契約額は、工事請負額は2,730万円。ただ、その工事発注、施工後、途中でU字トラフの損傷そのものが当初予定したよりかなり亀裂が見えない部分がありまして、その分のトラフの新たな整備が必要という形の中で設計変更を起こしまして、最終契約額は2,779万3,500円という契約額になっております。

委員長

3番。

3番

それで手直しさ。手直しはどうなんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

設計どおりのでき上がりということを、まず基本的には現場でこれから検定する形になりますけれども、当然そういうでき上がりができて完成報告されています。

したがいまして、万全のものだとは認識してございますけれども、どうしても冬期工事にかかると、芝の問題であるとか、そういうものが若干春先になって着生が悪いとか、そういう状況が生まれます。そういう部分については請負契約の契約の範疇の中で直していただくという形になりますし、当然ある面では非常に業者さんにも負担かもしれませんけれども、この次には会計検査対応ということになると、でき上がりの中で部分補修というのも物によっては、施工の問題というか、そういう形の中では、当然起きてはならないことですが、やはりそういうことも起きてきます。そういう部分については、当然その分の直しまでも新たな財源というのじゃなく、工事請負契約の中の工事雑費といいますか、そういう形の中で見られておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

委員長

3 番。

3 番

結局、業者、利益あるわね。全然利潤が上がらないということではないから、その利潤の中から結局払わざるを得ないということになると思うんだよね。だから冬期の発注、だから発注者の責任もあると思うんだよ、そういう点では。それは業者に結局責任を押しつける形になるのではないかと、私はそういうふうに思うんですね。

それと、先ほど福田さん言われた、防衛庁の調整交付金の決定の時期が非常に悪くて、勢い工事が冬期に入っていかなざるを得ないということなんでしょう。言っておられるのはね。

そこで、今、公共工事についてこういうことが問題になっているのではないのでしょうか。結局みすみす、これは結果としてどうなるかわかりませんよ、大きな手直ししなくても済むかもわからないけれども、常識では考えられないですよ。冬の1月、2月の時期にグラウンドの整備をやるというようなことは。これは、来るお金がそういう時期だから仕方ないんだ。ところが、そういう工事のやり方ということに対して、大きな批判があるのではないですか。港をつくったら釣り堀だか、飛行機の飛ばない農道空港ですか、こういうことで批判を受けているわけですよ。

私は、これは時期をもう少しどうにかしてもらうような方途を講じるべきだと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

委員長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答えいたします。

常々もう少し配分を早くしていただけないかというふうに思っておりまして、そ

ういうお話を常にしております。一方で、工事が冬期間にずれ込む。しかも、交付金事業というのは、入札の執行残などが出ますと、これを何とか使い切らなきゃならないという、そういうルールになっている。そういったことがありまして、逆に防衛施設局側からは、もっと早く工事を上げると、逆に終わりの後始末を早くしろというふうに言われておりまして、我々としては大変苦しい立場に立たされているというのが実態でありまして、今後も配分の交付決定の時期について早めていただくように引き続き話をしていきたいというふうに考えております。

委員長 3番。

いや、私の考えは、防衛庁の官僚のゆがみにあると思うんですよね。そんなおまえみたいな处世論議言っていたら、来るお金がもらえないと、来るべきお金が来なくなる、こう言われるかもわからないけれども、これは私、是正すべき点ではないかと。きちんとするべきことは言わなきゃならないというふうに思いますよ。町長いかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

今議会でもいろいろと議論されております財政状況、ご承知のとおりであります。大変厳しい中で防衛施設関係の予算、厚岸町のまちづくりには大きな貢献をいたしておると私は理解をいたしております。

そういう中で、ただいま冬期間の工事のことが議論になっておりますが、田宮委員からご質問ありましたように、立派な工事ができる時期等の問題も考えながら防衛庁に予算要求をしてまいりたい。今後、是正する点は町といたしましても強く要請をしてまいりたいと、かように考えております。

3番 いいです。

委員長 いいですか。

次に進めてまいります。

3目教育振興費。

11番。

11番 ここに自然教室推進というのがあるんですが、去年は補助金になっているんですよね。これが今年は別に起こされていると。そして、扶助費が若干、要・準要の児童活動援助費で2万2,000円見られているんですが、これはどういうことなのか。

委員 長
教 委
管理課長

これは何をやるのかちょっと教えてほしいんですが、去年も聞いているのかもしれませんが、申しわけありません、もう一度教えてください。

それから、準要保護なんですが、小・中それぞれどのくらい見込まれているのか、ちょっと人数を教えてください。

教育委員会管理課長。

お答え申し上げます。

1 点目の自然教室の関係でありますけれども、これにつきましては平成14年度の予算におきましては、小学校振興費の中の小学校振興一般経常の中の補助金でもって自然教室推進事業ということで、補助金で支出をしておりました。

今年度につきましては、この補助金につきましては、少額でありますし、また、あえて補助金でなくても、町の予算の直営といいますか、そういった形で予算化できるというような判断に立ちまして、今年度につきましては補助金でなくて、事業別予算ということで、新たな事業としてこのように7万円として立ち上げたところでございます。

これにつきましては、児童生徒、子供たちが自然に親しむということで、ネーパール厚岸を利用してキャンプ、あるいは郊外の自然と触れ合うような事業を、そういった形で進める事業でございます。

2 点目の準要保護の状況でございますけれども、小学校の関係につきましては、学用品につきましては76人、通学用品で67人、体育実技用具で27人、修学旅行で19人、校外活動費関係で20人となっています。

それから、中学校の方ですけれども、学用品関係で53人、通学用品で36人、体育実技用具の関係で17人、修学旅行の関係で27人、校外活動費の関係で16人というような状況になってございます。

今年度の当初の見込みということで押さえております。

委員 長
1 1 番

11番。

そうすると、ネーパール厚岸、これはそういう自然教室に使う、7万円なんですけれども、この配分はどういうふうに、何のために使うんですか。よくわからないんですけれども、だれが何のために使えばこの7万円で済むんですか。

委員 長
教 委
管理課長

管理課長。

この7万円の内容でございますけれども、まず消耗品関係で2万5,000円を計上

しておりますけれども、これにつきましては言うなれば、例えばキャンプファイアをするための、そういったときのろうそくですとか、まき代ですとか、あるいは野外炊飯用のたきつけ、そういった経費を2万5,000円で見いておりますし、また施設利用の関係で使用料及び賃借料で2万3,000円を見ています。これはネーパルの使用料ということになります。

扶助費の方につきましては、このうち児童生徒のうち準要保護の方の対象になる子供につきましては、夕食代をこの項の経費で見ているのが扶助費で2万2,000円と、こういうような内訳になってございます。

委員長 11番。

そうすると、要するにこれはネーパル厚岸を使ったときのろうそく代とたきつけ代と使用料と。そうすると、またこれを全部学校ごとに区分けしていく予算なんだ。大変ですね、たった7万円のお金を事細かくやらなきゃならないわけでしょう。違うの、そういうものではないのかい。

委員長 教育長。

これはもともとネーパル厚岸を有効的に活用しようということで、町内の学校が授業で使ったときには補助を出そうという政策的な意味がありました。それで、去年までは学校が行ったとき、授業補助という形で、かかる経費の一部を負担してあげるというふうな形だったんですけれども、金額的に小さいので、直接的な経費として補助金ではなく、教育委員会の予算で今回から支払うということで、あくまでも授業の中で、全部が使っているわけでありませんので、授業で小学校が全員一度行っているというような状況ではありませんので、ぜひお使いくださいという中で、使える学級あるいは学年単位で利用いただいている分の一部を負担するというふうなものでございます。

委員長 11番。

そうすると、今年、当初これで見込んだより利用者が少なかったと。そうした場合には、これを減らすんですか。それとも、もっとふえてしまったという場合にはふやす、そういう予算なんですか。そういうものでもないんですか。何か意味がわからないな。

委員長 管理課長。

大変どうも時間をおとりいただきまして、すみません。

	自然教室の関係につきましては、毎年度、学校の方から希望をとって行うことになっているわけですが、今年度の当初予算では4校をとりあえず見ておりまして、その4校分の経費が今回の予算計上ということになります。
委員 長	11番。
1 1 番	それで、このお金はどういうふうに行くんですか。これは学校に行くんですか、それともネーパールに行くんですか、どちらなんですか。そして、その計算もどうやってやって行くのかさ。
委員 長	管理課長。
教 委 管理課長	まず、学校の方が希望を出しまして、行く学校が決まるわけでありましてけれども、行くに当たって、その学校の方でどのような形で自然教室にするかというのは、そこの学校の子供たちの方で決まるわけでございまして、それに対して、あと日程調整をして、各学校の方でネーパールの方に向かって、ネーパールを利用して、1泊2日ぐらいですか、ということで……。
	(「お金がどういうふうに行くか」の声あり)
教 委 管理課長	それで、この経費につきましては、施設利用料についてはネーパールの方に払いますし、あと必要な経費、まき代ですとかそういう部分については、学校の方で買った分を私どもの方の経理の方で支払い手続きをすると、こういう状況でございます。扶助費については、当然学校を通じて支出していくというふうな形になります。
	去年までは、一括それらの経費を1校当たり幾らという精算の形で補助金で支出していたということなんですけれども、先ほど教育長も話ししていますように、今回は直営でやろうと、やれるということで、こういった形で各節で予算化したと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと存じます。
委員 長	11番。
1 1 番	かえって何か伝票をいっぱい書かなきゃならない、書類はつくらなきゃならない、大変になったのでないかなという気がするんですけども、それが改善なのかなというふうにちょっと思っちゃうんですけども、わかりました、内容的には。
	それから、準要保護の方についてお伺いしたいんですが、教材の方はいいいんですけども、通学と体育の実技、それから修学旅行についてちょっと説明をお願いしたいんですが。どのようになるのか、どのように経費が見られているのか。
委員 長	管理課長。

教 委
管理課長

まず、通学に要する交通費でございますけれども、これにつきましては1人2,170円であります。これにつきましては、通学する場合の交通費であります。それから体育実技用具費、これは1人1万1,270円でございますけれども、これについては厚岸の場合はスケート靴というふうになります。それから、修学旅行の関係につきましては1人当たり2万円と、こういった内容でございます。

1 1 番

小・中とも。

教 委
管理課長

失礼しました。中学校につきましては、通学用品につきましては中学校2,170円、それから体育実技用具については1万1,270円、それから修学旅行につきましては5万4,000円というふうな内容になっています。

委 員 長

11番。

1 1 番

それで、今この体育実技用品は、これは今も3年に1足ですか。

委 員 長

管理課長。

教 委
管理課長

そのとおりでございます。

委 員 長

11番。

1 1 番

このスケート靴なんですけれども、3年に1足でいいんだろうかと。今の成長が激しい子供たちが3年に1足でいいのか。その辺ではどういうふうに考えていますか。

委 員 長

管理課長。

教 委
管理課長

現実として、やはり子供の成長期を考えたときに、そういった3年に1回というような部分では、なかなか実態に合わないというようなことが言えるかと思いますけれども、私どもの方もこの修学援助制度につきましては国の制度にのっかってと申しますか、そういった形の中で進めているわけでございまして、そういった面については、町独自の拡大というところまで、なかなか現在の状況の中ではいけない状況もございますので、こういった形の現行制度上の中での修学援助ということで進めておりますので、その点についてはご理解をいただきたいなと思います。

委 員 長

11番。

1 1 番

先ほど10番委員さんの方からスキーの話が出ておりましたけれども、やはり今、実態としては、ほとんど修学援助を受けている人が逆にふえているのか、去年から見たら。子供の数は減っているのに、修学援助を受けている子供がふえてきているわけでしょう、現実としては。そういうやはり今、大変な状況にある中で、そうい

	う子供たちの教育にかかわってのお金というのは、父母の皆さんにとっても大変な状況ではないのかなというふうに思いますし、これらについてやはり改善を、制度が一步も出ないのでは、新しい、非常に新鮮味を受けている教育行政だと高く評価されている方が多い中で、これについては一步も前へ出ないというのはどうかなというふうに思うんですが、その辺ではどうなのでしょう。
委 員 長	管理課長。
教 委 管理課長	確かにそういった状況というのは私どももとらまえているわけでございますけれども、何せ国の制度の中で進めている一つの制度でございまして、こういったことにつきましては、私どもも強く管内の教育連合会あるいは教育局等にこういった改善と申しますか、実態に即するような形での要望もするように活動の展開をしていかなければならないと思っていますし、できるだけそういった実態に合うようにするように私どもも努力してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員 長	11番。
1 1 番	ここはスケートですよ。雪の深いところはスキーがその対象になっているわけでしょう。そうすれば、スキーの方がよっぽどお金かかるんですよ、全部そろえるのに。当然今度スキーに行けばリフト代もかかるし、いろいろな面で大変なんですよ。それから見ると、スケートというのは1足で済むわけですよ。そして、スケートを履いてさえいればいいというような状況なわけでしょう。スキーと違って、ウェアから帽子からすべてそろえなければならないスポーツとは違うんですよ。そういう点からいうと、ある程度の補助の上積みはやはり今後考えていくべきではないのかなというふうに考えるんですが、その辺ではどうなのでしょう。
委 員 長	教育長。
教 育 長	要保護・準要保護の関係につきましては、管内教育長会議の中でも要望しておりまして、ぜひ、人数も比率からいうとふえていくようなこういう経済情勢でございまして、できるだけ厚い手当てをしてほしいという形では要望いたしておりますし、今後についても、できるだけ実現できるような形で要望していきたいというふうに思います。
1 1 番	いいです。
委 員 長	いいですか。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

閉会時刻 17時02分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月18日

平成15年度各会計予算審査特別委員会

委員長